

法 科 大 学 院 （総合法制専攻） 自 己 評 価 報 告 書

I	法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴	1
II	分析項目ごとの水準の判断	
	分析項目 I 教育の実施体制	3
	分析項目 II 教育内容	9
	分析項目 III 教育方法	18
	分析項目 IV 学業の成果	24
	分析項目 V 進路・就職の状況	31
	分析項目 VI 入学者選抜の状況	33
III	改善への取組状況	35

令和 2 年 1 2 月

I 法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴

1. [教育目的]

本法科大学院の基本的な教育目的は法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することである。本法科大学院の考える「優れた法曹」とは、裁判官・検察官・弁護士に共通して求められる、以下の①から⑥を備えた者である（東北大学法科大学院規程第1条の2参照）。

- ①現行法体系全体の構造に関する正確な理解
- ②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する能力
- ③広い視野から多様な視点を設定して具体的な問題について考察する能力
- ④緻密で的確な論理展開をする能力
- ⑤他者とのコミュニケーションに関する高度の能力
- ⑥高度職業専門人としての誇りとそれに伴う責務の自覚

上記の基本的な目的を実現するために、本法科大学院は、以下の具体的な目標を立てている。

(1) 教育実施体制面

法学理論と法実務との架橋を実現するための経験豊富な実務家教員の適正な配置と男女共同参画社会の実現に向けた女性教員比率の向上。

(2) 教育内容・方法面

2ないし3年間の教育課程において「優れた法曹」を養成することを可能にする適切なカリキュラムの編成と少人数・対話型双方向授業の積極的導入。

(3) 成果面

「厳格で公正な成績評価」に基づく進級制の採用を通じた、関係者の期待に応えうる「優れた法曹」の輩出。

平成26年度からは、以下のように、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、上記の教育目的及び具体的目標の内外への発信を図っている。

[ディプロマ・ポリシー]

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）では、次に掲げる目標を達成した学生に法務博士の学位を授与する。

- ① 法曹として活躍するために必要な法理論に関する高度の専門的な知識と法実務に関する基礎的能力を修得している。
- ② 法曹に要求される現行法体系全体の構造に関する正確な理解を基礎にした緻密で的確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力を修得している。
- ③ 法曹という社会的に重要な職業に就くために必要な幅広い教養と豊かな人間性を備え、それらに裏打ちされた高い職業倫理を身に付けている。
- ④ 社会に生起する様々な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めるよう常に研鑽に努めることができる。

（東北大学法科大学院令和2年度（2020年度）学生便覧 45頁）

[カリキュラム・ポリシー]

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ① 法理論に関する高度の専門的な意識と法実務に関する基礎的能力の修得を可能にするために、基本的な法分野に関する授業科目を体系的・段階的に提供すると同時に、実務家教員による実務に関する授業科目を豊富に影響する。
- ② 緻密で的確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力の修得を可能にするために、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を中心とした授業方法を採用する。
- ③ 法曹に必要な高い職業倫理を身につけることを可能にするため、実務家教員による法曹倫理に関わる授業科目を提供すると同時に、少人数教育制の下での教員と学生の対話を中心とした授業における討論を通じて、法曹としての心構えや責務についての自覚を深めることを可能にする。
- ④ 広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めることを可能にするため、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する授業科目を十分に提供する。

（東北大学法科大学院令和2年度（2020年度）学生便覧 45頁）

[アドミッション・ポリシー]

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・

交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法制度の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。（東北大学法科大学院各入学試験募集要項の冒頭に記載）

さらに、令和3年度より、より詳細かつ効果的に上記を外部発信することができるようにする予定であり、次のとおり、令和2年度中にアドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの見直しを行う。

〔アドミッション・ポリシー〕

（令和3年1月20日法科大学院運営委員会にて改正予定）

〔カリキュラム・ポリシー〕 上記の①から④の後に、次のように⑤を追記。

⑤成績は、原則として、筆記試験を中心とする定期試験及び平常点に基づき、事案分析解決能力、基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力、法的立論能力、論理的表現能力、創造的・批判的思考能力を総合して厳格に評価し、単位認定する。

（令和2年11月18日法科大学院運営委員会改正）

2. [特徴]

本法科大学院は、法学研究科内の一専攻（総合法制専攻）であると同時に、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的として、平成16年度に開設された専門職大学院であり、本法科大学院の教育の特徴は次の諸点にある。

① 法理論的基礎の確実な修得

「優れた法曹」を養成するため、その教育において、法理論的基礎を確実に修得させることを重視している。

② 基本7法の段階的かつ実効的な修得に適合的な法律基本科目の編成

法律基本科目に関して、第1年次では、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法という科目ごとに基本的・体系的知識の確実な修得を図り、第2年次では、基本科目として行政法を配置してその基本的・体系的知識の習得を図るとともに、基幹憲法・基幹行政法・基幹民法・基幹商法・基幹民事訴訟法・基幹刑法・刑事訴訟法という紛争解決の実態を反映させた事例等を用いた実践的な内容の科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。

③ 法学教育における実務と理論の架橋

実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として配置している。

④ 実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実

研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関して充実した授業科目を開設している。

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院（総合法制専攻）は、大学院法学研究科の中の一専攻であるが、他専攻からは区別された独自の学生定員を設けている。教員組織は、法科大学院専任教員のほか、法学研究科の他の2専攻に属する兼担教員及び他大学等に所属する兼任教員から成る。法科大学院専任教員は全員が大学院法学研究科の専任教員としての地位を有している。

1. 学生定員と現員

学生定員と現員は令和2年5月1日現在で次の表のとおりである（【資料1-1-1】）。

第1年次生（法学未修者）が定員を大幅に下回っているのは、入学者選抜において50名の定員のうち、法学未修者コース（標準修了期間3年）15名と法学既修者コース（標準修了期間2年）35名を目途に入学させることとしているためである。

第3年次生は定員を大幅に下回っているが、これには2つの要因が考えられる。第1に、法科大学院への志願者の全国的な減少に伴い、首都圏の有力法科大学院の入試難易度が低下し、本法科大学院の合格者が、そのような法科大学院へ入学することが多くなったためである。第2に、本学の厳格な成績評価と進級要件により、原級留置率、中退率が全国平均に比べて高いためである。後者については、成績評価の厳格性を保ちつつ進級要件を若干緩和する方向で改善を図ることを予定している。

他方で、令和2年5月1日現在の現員は第2年次生について53名であるほか、全体に定員充足率が改善している。これは、平成29年度入試より、入試制度を改変するとともに、入試成績が優秀な入学者に対する奨学金の付与を拡充したこと、司法試験合格率等でそれなりの実績が示されていること、などによって、入学者数が改善したことが主な要因であると考えられる。

【資料1-1-1：学生定員と現員】

定 員	現員（平成30年5月1日現在）
入学定員	*50 第1年次生 10
	50 第2年次生 40
	50 第3年次生 25
収容定員 150	計 75

定 員	現員（令和元年5月1日現在）
入学定員	*50 第1年次生 16
	50 第2年次生 40
	50 第3年次生 22
収容定員 150	計 78

定 員	現員（令和2年5月1日現在）
入学定員	*50 第1年次生 19
	50 第2年次生 53
	50 第3年次生 27
収容定員 150	計 99

註*：上記、説明本文に示したとおり、50名のうち第1年次に在学する未修者コースへ割り当てられている人数は、20名（平成30年度）、15名（令和元年度、令和2年度）である。

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院は、平成 22 年度入学者から、入学定員を 100 名（法学既修者 55 名程度、法学未修者 45 名程度）から 80 名（法学既修者 55 名程度、法学未修者 25 名程度）に削減したが、上記のような全国的な状況に対応するため、さらに平成 26 年度入学者から、入学定員を 50 名（法学既修者 30 名程度、法学未修者 20 名程度）に削減し、さらに令和元年入学者から、法学既修者と法学未修者の内訳を前者 35 名程度、後者 15 名程度に変更した。また、平成 26 年度入試から、併願制を導入し、入学者数の確保に努めることとした。また、平成 28 年度入試より、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、今までよりも短期間に法曹になることを可能にする飛び入学制度を、多様な入学者を確保するために社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜をそれぞれ導入した。また、平成 29 年度入試より、8 月に一般選抜（前期）を実施し（これにあわせて、従来の 11 月に実施する一般選抜は、一般選抜（後期）と名称を変更した）、さらに、平成 30 年度入試より、2 月に追加募集も実施し、入試の複数回化を実現した。また、平成 30 年度入試より、優秀な法学部生が従来よりも短期間で法曹になることを可能とするため、早期卒業制度または飛び入学制度を利用して進学することを希望する学部 3 年次生を対象とする特別選抜制度を導入した。

なお、平成 26 年度から入学定員を削減したことに伴い、第 2 年次の基幹科目のクラス数を 1 クラスとし、1 限から 2 限の休憩時間を 20 分に変更することにより、授業後の質問時間の確保を図り、加えて、オフィス・アワー時間の拡充により、学修支援を強化することとした。他方、実務基礎科目の必修科目については、実務家として必要な技能についても学修するものであり、自習等による学修も難しいという性質を有することから、少人数による教育に適していると考えられるため、原則として 2 クラス制を維持することとしている。

2. 教員組織の構成

教員組織につき、令和 2 年 5 月 1 日現在の教員（講師以上）53 名、内訳は、専任教員 22 名（みなし専任教員 2 名を含む）、兼任教員（法学研究科他専攻所属）11 名、兼任教員（外部非常勤講師）20 名である（後掲【資料 1-1-3】参照）。法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、次の表のとおりである（【資料 1-1-2】）。本法科大学院は、専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を適正に配置している。

【資料 1-1-2：専任教員の配置】

科目 職	法 律 基 本 科 目							法律実務 基礎科目	基礎法・ 隣接科目	展開・ 先端科目	計
	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民 訴	刑 法	刑 訴				
教 授	2	1	4	2	1	1	0	5	3	6	25
准教授	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3
講 師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1	4	3	1	1	1	5	3	7	28

（註：法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となり、専任教員数の実数とは一致しない。）（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院の教員の組織編成の特徴の第 1 は、専任教員に占める女性教員の割合が約 23.5%（17 名中 4 名）と極めて高いことである。この割合は、兼任教員を加えると約 24.1%（29 名中 7 名）とさらに高いものとなる。

本法科大学院の教員の組織編成の特徴の第 2 は、理論と実務の架橋を可能にするために、実務経験が豊富で、かつ、理論面にも秀でた実務家教員を適正に多数配置している点である。その内訳は、実務家・専任教員 2 名と実務家・みなし専任教員 2 名の併せて、専任教員 4 名（派遣裁判官 1 名、派遣検察官 1 名を含む）及び、兼任教員 9 名（派遣裁判官 1 名を含む）である（【資料 1-1-3】）。

【資料 1-1-3：教員組織の構成、学外兼任教員数】

区 分	教 授	准教授	講 師	計	法曹実務経験者
専任教員	15	2	0	17	0
実務家・専任教員	2	0	0	2	1
専任ではあるが他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・みなし専任教員	2	0	0	2	2
兼任教員（他専攻の教員）	3	8	0	11	
兼任教員（他大学等の教員等）	0	0	20*	20	

（註*：派遣裁判官 1 名、その他法曹実務経験者 7 名を含む）

（出典：専門職大学院係調べ）

観点 1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）の体制、内容・方法と実施状況

本法科大学院では、平成 17 年度に教員授業参観制度を設けて以降、現在に至るまで、教員の相互評価を通じた担当授業科目における教育の質的向上を図っている。

【別添資料 1：法科大学院各種委員会等構成・分担】

【別添資料 2：法科大学院 FD・教員授業参観制度 実施要領】

（出典：専門職大学院係資料）

また、本法科大学院では、FD 委員会の主催する FD 懇談会の開催、各種研修会・シンポジウム等への教員の派遣、学外講師による FD 講演会の開催等を通じて、少人数・対話型双方向授業の効果的な実践例や他大学の教育改善の取り組みについて積極的に学んでいる。さらに、教員相互の授業参観を通じて、教員間で優れた授業の実践例の共有化を行っている。

FD の実施状況は次頁の表のとおりである（【資料 1-2-1】）

【資料 1-2-1：ファカルティ・ディベロップメントの実施状況】

平成 30 年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 30 年 6 月 9 日 （土）	法科大学院協会総会	早稲田大学・早稲田 キャンパス	中原茂樹教授
平成 30 年 9 月 6 日 （木）	法科大学院協会教員研修(民事関係)	司法研修所	得津晶教授
平成 31 年 3 月 11 日 （月）	法科大学院協会総会	慶應義塾大学・三田 キャンパス	中原茂樹教授

令和元年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
令和元年 6 月 22 日 （土）	法科大学院協会総会	上智大学・四谷キャ ンパス	久保野恵美子 教授
令和元年 9 月 6 日 （金）	法科大学院協会教員研修(民事関係)	司法研修所	吉永一行 教授
令和元年 12 月 21 日 （土）	法科大学院協会総会	同志社大学・室町キ ャンパス	久保野恵美子 教授

東北大学法科大学院（総合法制専攻）Ⅱ 分析項目Ⅱ

令和2年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
令和2年9月1日 (土)	法科大学院協会総会	オンライン実施	久保野恵美子 教授
令和2年12月12日 (土) (予定)	法科大学院協会総会	オンライン実施	久保野恵美子 教授
※令和2年度は、法科大学院協会の司法研修所での教員研修は不開催。			

平成30年度（学内）

○講演会

日付	開催内容	会場
平成30年5月28日 (月)	FD 教員セミナー「ゼネコンにおける企業法務の魅力」 講師：前田 成史氏(前田建設工業株式会社経営管理本部 法務部 (進路講演会との共催)	エクステンション教育研究棟 201A 講義室
平成30年5月31日 (木)	FD 教員セミナー「民間企業における国内・国際法務」 講師：高橋和己氏、大井淳史氏(矢崎総業株式会社 法務 室) (進路講演会との共催)	エクステンション教育研究棟 201A 講義室

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
平成30年4月2日 (月)	教務委員会主催「教員のための手引き」説明・研修 会	法学部棟3階 小会議室

令和元年度（学内）

○懇談会

日付	開催内容	会場
令和元年9月13日 (金)	「在学生の現状と課題（前期授業・試験を終えて）」	法学部大会議室
令和元年9月19日 (木)	「教授設計論（ID: Instructional Design）の法学教育への 応用」報告者：吉永一行教授	法学部大会議室

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
令和元年4月4日 (木)	教務委員会主催「教員のための手引き」説明・研修 会	法学部棟3階 小会議室
令和元年5月8日 (水)	FD 委員会・教員授業参観制度 「基幹民法」担当教員：渡辺達徳教授 参観者：吉永一行教授	エクステンション教育研究棟講 義室 301
令和元年5月27日 (月)	FD 委員会・教員授業参観制度 「民法Ⅱ」担当教員：石綿はるみ准教授 参観者：西岡慶記教授	エクステンション教育研究棟講 義室 303
令和元年6月3日 (月)	FD 委員会・教員授業参観制度 「倒産法」担当教員：宇野准教授 参観者：坂田宏教授、今津綾子准教授	エクステンション教育研究棟講 義室 301

令和2年度（学内）

○懇談会

日付	開催内容	会場
令和 2 年 8 月 7 日 (金)	「前期におけるオンライン授業の現状と後期に向けての課題」	オンライン実施

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
令和 2 年 4 月 9 日 (木)	教務委員会主催「教員のための手引き」説明・研修会	オンライン実施
令和 2 年 4 月 15 日 (水)	オンライン授業接続試行・ガイダンス実演見学会 実演者：滝澤紗矢子教授、石綿はる美准教授	法学研究科大会 議室
令和 2 年 10 月 7 日 (水)	FD 委員会・教員授業参観制度 「基幹民法」担当教員：渡辺達徳教授 参観者：得津晶教授	エクステンション教育研究棟講義室 201A
令和 2 年 12 月 7 日 (月)	FD 委員会・教員授業参観制度 「応用民法」担当教員：久保野恵美子教授 参観者：吉永一行教授	エクステンション教育研究棟講義室 201A

(出典：専門職大学院係調べ)

令和 2 年度は、コロナ禍の中でオンライン授業をどのように実施するかが、重要な課題となった。FD としては、オンライン授業をスムーズに実施できるよう、授業開始前に「オンライン授業接続試行・ガイダンス実演見学会」を実施した。また、前期終了後に実施する授業評価アンケートも、オンライン授業についての質問事項を増やして実施した。幸い、授業評価の内容は例年と同様であったので、大過なくオンライン授業を実施することができた。さらに、前期終了後に、Zoom による FD 懇談会を実施した。この FD 懇談会は、教員が少人数のグループに分かれてオンライン授業についてのさまざまな問題点や工夫した点、後期に対面式授業を実施する際の問題点などを議論し、その内容を参加者全員で共有するという方式で行った。

2. 学生による授業評価

本法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業評価アンケートを、毎学期、すべての授業科目で実施している。アンケートの結果は、集計後、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員に紙媒体で配付している。また、集計結果の全体平均を算出して各教員に配付し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。さらに、この集計結果の全体平均については、TKC 教育研究支援システムを通じて、本法科大学院に所属している教員及び学生が閲覧できる状態にしている。

なお、学生による授業評価を、授業内容の改善に、より効果的に活用するため、平成 22 年度から、各教員が、アンケート結果に対して所見を作成し、それを専門職大学院係に備え付けることとした。所見の内容については学生及び教員が閲覧できることとしている。

3. カリキュラム等検討委員会による学習支援策の検討

本法科大学院では、平成 24 年度後期より、法科大学院運営委員会の下に、委員会（学修支援委員会（当初）、平成 27 年度よりカリキュラム等検討委員会）を設け、よりよい学修支援体制の整備に努めている。同委員会は、本法科大学院の機能強化構想に基づく学習支援策について学生の現状分析を踏まえて検討し、その内容を法科大学院長に報告することとなっている。院長は上記報告につき法科大学院としての実施可能性を検討した上で、運営委員会に諮ることとしており、平成 28 年度には、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムと関連して、本法科大学院が取り組むべき、プログラムの内容として、入学者選抜から法科大学院修了までの一貫した未修者教育の拡充プログラムを計画し、採択され、平成 29 年度には、同プログラムの一環として、FD 委員会の責任により、未修者コース学生に対する修了生による特別オフィス・アワーの実施およびその成果および課題の FD 懇談会での検討が行われた。平成 30 年度以降は、課外学修支援担当の副院長の下で、未修者の 1 年次基本科目担当教員と修了生弁護士との協議に基づき、前記の特別オフィス・アワーを改善、充実させる形

で、未修者の学習課題を踏まえた未修者対象の修了生弁護士による勉強会を実施するほか、修了生オフィス・アワーの利用活性化のために広報方法を改善した。この取組みを含む法学未修者教育の質の改善の取組として、平成 30 年度からは、新たな 5 年間の法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの一環として、未修者教育拠点としての法曹養成機能の強化のために、ICT 活用による入学前指導の拡充、修了生弁護士による未修者に特化した勉強会の開催及び共通到達度確認試験を進級判定に活用した質保障の各取組みを行っている。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

教員構成において、女性比率及び研究・教育・実務歴に配慮した上で、経験豊富な実務家教員を多数配置すると同時に、研究者教員と実務家教員との協働による教育を実施できる体制を整えている。

また、教員の配置も、科目群間のバランス、年齢構成と女性教員比率、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡の取れたものであり、教育上必要な教員が適切に授業科目を担当している。とりわけ、裁判所・検察庁からの派遣教員をはじめとして、実務経験の豊富な専任及び兼任教員を多数擁し、理論と実務の架橋が図られている（観点 1-1）。

加えて、教育内容、教育方法の改善のために、ファカルティ・ディベロップメント、教員相互による授業参観、学生による授業評価等の制度が整えられ、着実に実施されており、これを実施するための組織化も行われている。さらに、カリキュラム等検討委員会（平成 24 年度後期から平成 26 年度までの当初の名称は学修支援委員会）を設置し、学習支援体制の整備に努め、担当副院長の下で、同委員会により提案された学修支援策の改善、拡充が行われている。こうした取組みに見られるように、本法科大学院では現状の様々な要請に対応すべく、学修支援体制のさらなる充実が図られている（観点 1-2）。

以上のことを総合すると、「法学理論と法実務との架橋を実現するための経験豊富な実務家教員の適正な配置と男女共同参画社会の実現に向けた女性教員比率の向上」という教育実施体制面での目的に照らして、本法科大学院の教育実施体制は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅱ 教育内容

（1）観点ごとの分析

観点 2-1 教育課程の編成

（観点到係る状況）

1. 教育課程の内容・構成

本法科大学院は、2年又は3年間で、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた「優れた法曹」を養成するため、次のようなカリキュラム・ポリシーに則り、広範にわたる法分野を体系的に学ぶことのできる教育課程を編成している。

〔カリキュラム・ポリシー〕（再掲）

東北大学大学院法学研究科専門職学位課程総合法制専攻（法科大学院）では、ディプロマ・ポリシーで示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施する。

- ① 法理論に関する高度の専門的な意識と法実務に関する基礎的能力の修得を可能にするために、基本的な法分野に関する授業科目を体系的・段階的に提供すると同時に、実務家教員による実務に関する授業科目を豊富に影響する。
- ② 緻密で的確な論理展開能力と他人とのコミュニケーション能力の修得を可能にするために、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を中心とした授業方法を採用する。
- ③ 法曹に必要な高い職業倫理を身につけることを可能にするため、実務家教員による法曹倫理に関わる授業科目を提供すると同時に、少人数教育制の下での教員と学生の対話を中心とした授業における討論を通じて、法曹としての心構えや責務についての自覚を深めることを可能にする。
- ④ 広い視野から多様な視点を設定して考察するための教養と専門性を深めることを可能にするため、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する授業科目を十分に提供する。

（東北大学法科大学院令和2年度（2020年度）学生便覧 45頁）

① カリキュラムの概要

課程修了要件は、平成29年度入学者から、第1年次基本科目 28単位、第2年次基本科目 2単位、基幹科目 28単位、実務基礎科目のうち必修科目 10単位及び選択必修科目 4単位以上、基礎法・隣接科目 4単位以上、及び展開・先端科目 16単位以上の修得を含む 96単位以上の修得である。

カリキュラムの概要は次の表のとおりである（【資料2-1-1】）。

【資料2-1-1：カリキュラムの概要】



（出典：令和2年度法科大学院パンフレット）

② 授業科目の配置、必修・選択科目の配分

授業科目の配置は次の表のとおりである（【資料2-1-2】【別添資料3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数】）。

【資料 2-1-2：授業科目の配置】

修了要件：各科目群から必要とされる単位の合計 96 単位（法学既修者については合計 68 単位）

<p>L1 科目（1 年次における最大履修登録単位数は合計 31 単位）</p> <p>第 1 年次基本科目（28 単位必修）： 憲法（4 単位）／民法Ⅰ（4 単位）／民法Ⅱ（4 単位）／民法Ⅲ（2 単位）／民法Ⅳ（2 単位）／刑法（4 単位）／商法（4 単位）／民事訴訟法（2 単位）／刑事訴訟法（2 単位） 法律基本科目、基礎法・隣接科目：法律基礎演習（1 単位）、リーガル・リサーチ（2 単位）、を履修可。</p>
<p>L2 科目（2 年次における最大履修登録単位数は合計 36 単位）</p> <p>第 2 年次基本科目（2 単位必修）：行政法（2 単位） 基幹科目（28 単位必修）： 基幹憲法（2 単位）／基幹行政法（4 単位）／基幹民法（6 単位）／基幹刑法（4 単位）／基幹商法（4 単位）／基幹民事訴訟法（4 単位）／基幹刑事訴訟法（4 単位） 実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目（L2・3 科目）から 6 単位まで選択</p>
<p>L2・3 科目（3 年次における最大履修登録単位数は合計 44 単位）</p> <p>応用基幹科目（L3 対象、6 単位まで履修可）： 応用憲法（2 単位）／応用行政法（2 単位）／応用民法（2 単位）／応用刑法（2 単位）／応用商法（2 単位）／応用民事訴訟法（2 単位）／応用刑事訴訟法（2 単位） 実務基礎科目（10 単位必修、4 単位以上選択必修）： 法曹倫理（2 単位）／民事要件事実基礎（2 単位）／民事・行政裁判演習（L3 対象、3 単位）／刑事裁判演習（L3 対象、3 単位）（以上、必修科目） リーガル・クリニック（2 単位）／ローヤリング（2 単位）／エクスターンシップ（2 単位）／模擬裁判（L3 対象、2 単位）（以上、選択必修科目） リーガル・リサーチ（L1 対象、2 単位）／民事法発展演習Ⅰ、Ⅱ（2 単位）／刑事実務基礎演習（2 単位）／刑事実務演習（2 単位）（以上、選択科目） 基礎法・隣接科目（各 2 単位、4 単位以上修得）： 日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学／実務外国法／現代アメリカの法と社会／法と経済学／外国法文献研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 展開・先端科目（各 2 単位、16 単位以上修得）： 環境法Ⅰ*、Ⅱ*／租税法基礎*／実務租税法*／医事法／金融商品取引法／金融法／経済法Ⅰ*、Ⅱ*／企業法務演習／民事執行・保全法／倒産法*／応用倒産法*／実務労働法Ⅰ*、Ⅱ*／社会保障法／知的財産法Ⅰ*、Ⅱ*／知的財産法発展*／実務知的財産法／少年法・刑事政策／国際法発展*／国際法発展演習*／実務国際私法Ⅰ*、Ⅱ*／地方自治法／ジェンダーと法演習／子どもと法演習／リサーチペーパー（L3 対象、3 単位） *は司法試験選択科目対応科目</p>

（出典：法科大学院学生便覧）

【別添資料 3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数（平成 30 年度～令和 2 年度）】

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院では、第 1 年次において、法学未修者に対し、第 1 年次基本科目として、憲法、民法Ⅰ～Ⅳ、刑法、商法、民事訴訟法、及び刑事訴訟法を開講し、1 年間で法学既修者とともに学ぶ前提となる能力を養うことを目的とした教育を行っている。平成 26 年度からは、これら第 1 年次科目に加え、学修支援を目的とする第 1 年次導入科目として、新たに「法律基礎演習」を設けた。一方で、平成 29 年度から、行政法を、それまでは第 1 年次基本科目だったのを第 2 年次基本科目に移し、これにより法学未修者が法律の学習の仕方を習得し、上記 6 法にじっくり取り組む体制を整えた。

第 2 年次においては、平成 29 年度から基本科目として行政法を配置した。また、基幹科目（必修）として、従来、民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講していたが、平成 28 年度からは、これらの科目を 7

科目（基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹刑法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑事訴訟法）に分割した。これらの授業科目は、裁判実務・企業法務等における法的紛争の現実的・総合的解決を念頭に置きつつ、実務的及び理論的観点から総合的な教育を施すことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することを目指している。7科目への分割により、専門科目ごとに、厳格に、基本的知識の修得状況を評価することとした。

また、平成23年度より、第3年次に、「応用基幹科目」として、「応用民法」をはじめとする7科目（当初、うち2科目まで選択可能としていたのを、平成26年度より3科目までに広げた。各2単位。）を開設し、法律基本科目に関する基礎的知識の定着、事案解決能力の錬成、表現力の向上を図ることとした。

本法科大学院では、2単位につき15授業時間を標準とし、各時間の内容と成績評価基準を明記する統一的书式のシラバスを用意している。

【別添資料4：シラバスの例（刑法・令和2年度）】

（出典：令和2年度法科大学院シラバス）

2. 授業時間割

本法科大学院は、少人数・対話型双方向授業を基本とするため、クラス授業制を実施しており、1クラスの受講者数は50名を基本としてきたが、前述のとおり（観点1-1参照）、平成22年度入学者から1学年の学生定員を80名に、平成26年度入学者からは50名に削減したため、現在では、第1年次で1クラス15名程度、第2年次の基幹科目で1クラス40～50名程度という、より少人数編成での授業を実施している。

また、授業時間割は、クラス授業制に従って、次の表のとおり編成されている（【別添資料：授業時間割】）。平成27年度から、1限と2限の休憩時間を20分に変更し、基幹科目の授業終了後の質問時間を確保することとした。

各年次における履修の例として次の表のようなものが想定される（【資料2-1-3】）。

【別添資料5：授業時間割（平成30年度～令和2年度）】

（出典：各年度法科大学院シラバス）

【資料2-1-3：履修例】

第2年次（L2）										
	前 期					後 期				
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
1限		基幹刑法	基幹刑事訴訟法	民事要件事実基礎	行政法		基幹刑法	基幹民法	民事要件事実基礎	基幹行政法
2限	基幹憲法	基幹民法	基幹民法		基幹民事訴訟法	基幹商法	基幹民事訴訟法	基幹刑事訴訟法		基幹民法
3限									基幹行政法	
4限										
5限								法曹倫理		
6限										

（出典：2021年度法科大学院パンフレット）

観点2-2 学生や社会からの要請への対応

（観点到に係る状況）

1. 法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放

本法科大学院においては、学生や社会の要請に対応しうる入学者選抜試験を実施しており、法学部以外の出身者や社会人経験者に広く門戸を開いており、実際にも次の表のとおり入学者の経歴は多様性を示している（【資料2-2-1】）。通常の入試説明会とは別個に、法学部以外の出身者を対象とする説明会も実施している。平成28年度入試からは、他学部出身者及び社会人経験者を対象とする特別選抜制度を実施し、多様な人材の受け入れをさらに促進するとともに、当該特別選抜合格者が法科大学院入学後に円滑に学修を行なえるよう、入学前指導を実施することとした。また、平成29年度より、

第1年次科目を行政法を除く6科目に変更し、未修者の学修の負担を軽減するとともに、長期履修制度を導入することにより、第1年次科目を2年間かけて履修することを可能とし、法学を初めて学ぶ他学部出身者等が、基本6法に関する基礎を確実に修得することができるようにした。加えて、社会人・他学部卒業生特別選抜の入試時期を9月から8月に前倒しし、合格から入学までの期間を活用した入学前指導を充実させることにより、他学部出身者が入学後の学修を円滑に行うことができるようにした。

【資料2-2-1：他学部・社会人入学生】

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
入 学 定 員	50	50	50
入 学 者 数	52(10)	42(15)	29(2)
うち、法学未修者	14(2)	14(3)	6(0)
うち、法学既修者	38(8)	28(12)	23(1)
うち、他学部出身者 又は社会人経験者	12(1)	11(4)	1(0)
うち、他大学出身者	29(5)	24(6)	15(2)
入学定員に占める 入学者数の率	1.04	0.84	0.58
入学者数に占める他学部 出身者又は社会人経験者の 率	0.23	0.26	0.34
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.56	0.57	0.52

(*括弧内は女子内数)

(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院は、高度な専門職業人の養成という設置の趣旨から、法科大学院において開講されている授業科目を法学部学生及び他専攻の学生等が履修することを認めていない（この点、令和2年度以降は、本法科大学院が法曹養成連携協定を締結した本学法学部と新潟大学法学部の法曹コースの学生についてはそれと異なる扱いを認める制度となるが、令和2年度にはまだ履修の実例がない）。

また、厳格な進級制度を実効性あるものとし、授業の予習・復習の時間を十分に確保するため、第1年次31単位、第2年次36単位、第3年次44単位の履修単位の上限を定めている（この点も、令和5年度から司法試験の在学中受験が認められるのに対応して、法曹コース出身者が既修者コースに入学する令和4年度から、第2年次の履修単位の上限を44単位に改正する予定である）。

なお、後述のとおり（観点4-1参照）、平成22年度の未修者コース入学者からは、進級要件を厳格化し、必修科目である第1年次基本科目、第2年次基本科目及び第2年次の基幹科目について、そのすべての単位を取得するとともに、その成績の単位加重平均値が65点を超えない者については、進級を認めないこととした。また、令和元年度入学者からは、第2年次への進級に際し、進級認定を受ける年度に共通到達度確認試験管理委員会（以下「管理委」という。）が実施する共通到達度確認試験を受験した上で、その試験科目各々の成績が、当該科目に関して管理委が公表した第1年次受験生全体の成績結果において、得点下位2割5分に相当する素点（以下「基準素点」という。）未満の者も進級することができないこととした（但し、基準素点未満の得点であった試験科目に相当する第1年次基本科目の成績が65点以上である場合には進級することができる。この場合、翌年度の5月末までに必ず、当該第1年次基本科目の担当教員に対して、そのオフィス・アワーを利用して学習相談を行うこととした。）。

留学については、2ないし3年の短期間で高度な専門職業人を養成するという法科大学院の制度的制約から、原則として、認めていないが、入学者選抜において、留学経験を含めた多様な社会的経験を評価することにより、国際的視野を持った学生の確保等に配慮している。

2. 学部教育と法科大学院教育の架橋

法科大学院進学者数減少の理由の1つとして、法曹になるための時間的、経済的な負担が挙げられる。本法科大学院は、こうした問題に対応するため、平成28年度入試より、飛び入学制度を導入し、

従来よりも短い期間での法曹資格の取得と、それに伴う経済的負担の軽減を可能としてきたが、平成30年度入試より、新たに、学部3年次生特別選抜制度を導入し、優秀な法学部生が、早期卒業制度または飛び入学制度を活用して早期に法科大学院に進学し、法曹となることを可能とした。また、同特別選抜制度の合格者に対し、入学前指導を実施し、法科大学院入学後、円滑に学修に取り組めるよう学習指導を行っている。

あわせて、東北大学法学部（以下、本学部）と連携し、平成29年度から本学部に法曹志望コースを設け（このコースは、令和2年度以降の連携法曹基礎課程（法曹コース）の、いわば前身に当たる）、実定法実務演習の優先履修、法曹実務を体験する機会の提供、法科大学院への進学を希望する学部生向けのモデルカリキュラムの提示等により、法科大学院進学への動機付けを図るとともに、優秀な法学部生が短期間で法曹となることができるよう、同コース修了者に対する早期卒業要件の見直しを行い、5年（学部3年＋法科大学院2年）一貫教育の実現を図ることとした。

そして、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の令和元年改正を受けて、同法に基づく5年一貫教育を可能にするため、これまでの取組を発展的に解消すべく、本法科大学院は令和元年度に、本学本学部と新潟大学法学部それぞれとの間に法曹養成連携協定を締結した。そして、本学法学部と新潟大学法学部それぞれの連携法曹基礎課程（以下、法曹コース）の学生について、令和4年度入試より、5年一貫型の特別選抜方式を導入する。また、「門戸開放」という本学の理念を実現するため、本法科大学院が連携協定を締結していない大学法学部の法曹コース学生についても受験資格を認める、開放型の特別選抜方式も導入する。

3. キャリア教育・インターンシップ

キャリア教育・インターンシップについては、専門職大学院の設置趣旨に即して、充実した授業科目を開講している。具体的には、リーガル・クリニック（模擬法律相談）、ローヤリング（模擬法律相談・交渉演習）、エクスターンシップ（法律事務所研修）、模擬裁判、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習の各授業科目を設けており、履修状況は次の表のとおりである（【資料2-2-2】）。このうち、エクスターンシップは、学外の法律事務所を受け入れ先として、学生が実務研修を行うものであり、それ以外の科目は、学内で弁護士・検察官・裁判官としての経験を有する教員が実務に携わる者に要求される基本的な知識や技能に関する教育を行うものであるが、いずれの科目も、経験豊富な専任及び兼任の実務家教員が担当しており、最高水準のキャリア教育と呼ぶにふさわしい内容となっている。なお、令和2年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をとりつつ、いずれの科目も予定通り実施した。

【資料2-2-2：キャリア教育・インターンシップの実施状況】

科目名	単位数	担当者	受講者数（R2）
民事・行政裁判演習	3	佐藤（久）教授 田村講師	27
刑事裁判演習	3	昆野教授 伊藤（大）講師 伊藤（み）講師 伊藤（佑）講師	27
リーガル・クリニック	2	官澤客員教授 坂田教授	19
ローヤリング	2	佐藤（裕）教授	25（Aクラス14） （Bクラス11）
エクスターンシップ	2	官澤客員教授 坂田教授	30
模擬裁判	2	昆野教授 廣瀬講師 翠川講師	4

（出典：専門職大学院係調べ）

なお、課外のキャリア支援の取り組みとして、平成19年度より、法科大学院運営委員会の下に就職担当（平成22年度より進路委員会と改称）を設け、平成19年9月以降、多くの就職説明会や関連講

演会を開催してきた。また、仙台弁護士会等の協力の下に修了生及び在校生に対する就職支援も行っている（【資料2-2-3】）。

【資料2-2-3：キャリア支援のための説明会・講演会開催状況】

○ 連続講演会の実施状況
(平成30年度)

日付	時間	会場	講師	講演内容
平成30年 5月28日 (月)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	前田 成史氏(前田建設工業 株式会社経営管理本部 法 務部)	ゼネコンにおける企業法務の 魅力
平成30年 5月29日 (火)	16:20～ 17:50	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	藤井基弁護士、星野公紀弁 護士(TMI 総合法律事務所)	大規模法律事務所における弁 護士業務
平成30年 5月31日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	高橋和己氏、大井淳史氏(矢 崎総業株式会社 法務室)	民間企業における国内・国際 法務
平成30年 6月5日 (火)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	阿比留真由美弁護士、成田 騎信弁護士、中平達也弁 護士	パブリックロイヤーのすゝめ ～ 法テラス
平成30年 6月14日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	溝口千恵裁判官	実務に向けてLS、修習時代の いま心がけたいこと～1年目裁 判官の仕事から考える～
平成30年 6月28日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	山田大仁弁護士	地方都市における弁護士業務 の多様さとやりがいー卒業生が 関わった事件を基にー
平成30年 7月5日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	須藤洋平検事、宮里名望子 検事	検察官という進路
平成30年 7月6日 (金)	17:00～ 18:00	エクステンション 教育研究棟演 習室416	須藤惇弁護士(東北大学法学 部卒業 須藤法律事務所)・小 山悠弁護士(東北ロー未修了 佐々木・笠原法律事務所)	就職活動相談会
平成30年 10月22日 (月)	16:20～ 17:50	エクステンシ ョン教育研究 棟 講 義 室 201A	大泉光央氏、遠藤弘士氏、金 井哲志氏、 石川由衣氏	合格者と語る会
平成30年 11月5日 (月)	16:20～ 17:50	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	山島達夫弁護士、村川耕平 弁護士	渥美坂井法律事務所・外国法 共同事業進路講演会

(令和元年度)

日付	時間	会場	講師	講演内容
令和元年 5月30日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	藤井基弁護士、星野公紀弁 護士、池田絹助弁護士	大規模法律事務所における弁 護士業務ーTMI 総合法律事 務所
令和元年 6月6日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	高橋和己氏(矢崎総業株式 会社 法務室)	民間企業における国内・国際 法務ー矢崎総業株式会社
令和元年 6月13日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室201A	太田こもも裁判官、西田慶記 判事	裁判官 1年目の仕事につい て、職業としての「裁判官」

東北大学法科大学院（綜合法制専攻）Ⅱ 分析項目Ⅲ

令和元年 6月20日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室 201A	須藤惇弁護士、小山悠弁護 士、丸崎潤也弁護士	在仙若手弁護士による進路相 談会
令和元年 6月24日 (月)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室 201A	赤石圭裕弁護士、都築直哉 弁護士、松村幸亮弁護士、丸 崎潤也弁護士	修了生オフィスアワー担当弁護 士座談会
令和元年 6月27日 (木)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室 201A	矢部良二検事、武内弘樹教 授	検察官という進路
令和元年 7月4日 (水)	18:00～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講 義室 201A	阿比留真由美弁護士、成田 騎信弁護士、森田了導弁護 士	法テラス&日弁連ひまわり基金 法律事務所業務説明会
令和元年 10月31日 (木)	16:20～ 17:50	エクステンション 教育研究棟講 義室 201A	相崎豪氏、秋保春奈氏、後藤 紺氏、中島一郎氏	合格者と語る会
令和元年 11月29日 (金)	17:00～ 18:30	エクステンション 教育研究棟講 義室 201A	村川 耕平弁護士 大石 潤弁護士(渥美坂井法 律事務所)	渥美坂井法律事務所業務説 明会

(令和2年度)

日付	時間	会場	講師	講演内容
令和2年 7月13日 (月)	18:00 ～ 19:30	オンライン実施	赤石圭裕弁護士・都築直哉 弁護士・松村幸亮弁護士・ 丸崎潤也弁護士	修了生オフィスアワー担当 弁護士座談会
令和2年 7月20日 (月)	18:00 ～ 19:30	オンライン実施	葛西秀和弁護士，秋本 佳 宏 弁護士，林信行弁護士， 武内 良平 弁護士	法テラス&日弁連会ひまわ り基金法律事務所業務説明 会
令和2年 9月2日 (水)	18:00 ～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講義 室 201A(オンラ イン併用)	須藤惇弁護士、小山悠弁護 士、丸崎潤也弁護士	就職活動説明会
令和2年 9月16日 (水)	18:00 ～ 19:30	オンライン実施	須和宗一郎氏・金子鋼一氏・ 田嶋丈裕氏（東京電力ホー ルディングス 経営企画ユ ニット 総務・法務室 経営 法務グループ）	民間企業における法務部門 の職務内容について
令和2年 11月19日 (木)	18:00 ～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講義 室 201A(オンラ イン併用)	森川奈津検事、萩原由衣検 事、堀内麻美子検事、發知成 美検事、志摩一樹検事	検察官のキャリアデザイン・ ワークライフバランス
令和2年 12月7日 (月)	18:00 ～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講義 室 201A(オンラ イン併用)	伊藤大介判事、佐藤久貴判 事、佐々木麗判事補	裁判官としての業務
令和3年 1月14日 (木)	18:00 ～ 19:30	エクステンション 教育研究棟講義 室 201A(オンラ イン併用)	村川耕平弁護士、高木侑子 弁護士、加藤史矩弁護士	渥美坂井法律事務所業務説 明会

○就職支援説明会
(平成30年度)

東北大学法科大学院（総合法制専攻）Ⅱ 分析項目Ⅲ

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 30 年 9 月 19 日 (木)	15:00～ 17:00	エクステンション教育研究棟講義室 201A	15:05～15:35 本條裕判事・東北大学教授（派遣裁判官） 15:35～16:05 武内弘樹検事・東北大学教授（派遣検察官） 16:05～16:45 渡辺拓也弁護士 16:45～17:00 坂田宏・東北大学教授	裁判官・検察官・弁護士・後継者養成コース・研究者の就職のプロセス、ノウハウなどの説明

(令和元年度)

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
令和元年 9 月 20 日 (金)	14:00～ 16:00	エクステンション教育研究棟講義室 201A	14:05～14:35 西岡慶記判事・東北大学教授（派遣裁判官） 14:35～15:05 武内弘樹検事・東北大学教授（派遣検察官） 15:05～15:45 白戸祐丞弁護士（弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所） 15:45～16:00 松原俊介先生〔新潟大学特任助教、後継者養成コース在籍中〕	裁判官・検察官・弁護士・後継者養成コース・研究者の就職のプロセス、ノウハウなどの説明

(令和 2 年度)

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
令和 3 年 2 月 12 日 (金)	★未定 (午 後)	★未定	★未定	裁判官・検察官・弁護士・後継者養成コース・研究者の就職のプロセス、ノウハウなどの説明

(出典：専門職大学院係調べ)

4. 教育情報の発信

本法科大学院に対する社会の要請を把握し、それに対応すべく、学外有識者による外部評価を受けているほか（観点 5-2 参照）、本法科大学院の教育を志願者のみならず広く社会に広報する機会として、オープンキャンパスを行い、模擬授業や個別相談などを通じて、参加者に本法科大学院の魅力を伝えるとともに、アンケートを実施して、その結果を改善のための資料としている。さらに、法科大学院教育の意義等に対する社会一般の理解を得るために、平成 26 年度、平成 27 年度には、法科大学院協会主催の「法科大学院がわかる会」を、平成 28 年度から令和 2 年度まで毎年、同協会主催の「ロースクールへ行こう！！」を、東北会場の開催校として実施した。なお、新型コロナウイルス感染拡大問題を受けた令和 2 年度は、本法科大学院で実施した講演・模擬授業をオンラインで配信し、この東北会場が同年度前期における全国で唯一の開催となった。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

法律基本科目に関しては、第1年次においては第1年次基本科目で学部レベルの基本的知識を伝授し、第2年次においては基幹科目で法的紛争の総合的な解決に必要な理論的かつ実践的な姿勢を涵養した上で、第3年次において、応用基幹科目で知識の定着と理解のさらなる深化を図る教育を行う、という段階的な授業科目編成を行っている。また、各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が協働して科目を担当するなど、理論と実務の架橋を図り、「優れた法曹」を養成する体制を整備している。第2・第3年次に、法律基本科目と実務基礎科目を配していることは、“優れた法曹”の養成及び理論と実務の架橋という観点に照らして、的確な教育課程の編成であり、さらに、展開・先端科目を多数配置していることは、社会の高度化に対応した教育課程だといえる（観点2-1）。

本法科大学院は、従来から、他学部出身者、社会人経験者に対して門戸を開き、実際にも積極的に受け入れてきたが、平成28年度入試から、社会人・他学部卒業生特別選抜入試を導入し、多様な人材の受け入れをさらに促進するとともに、合格者に対する入学前指導を実施し、入学後の学修を円滑に進めることが出来るよう配慮している。また、平成29年度から第1年次科目を7科目から6科目に変更して未修者の学修負担を軽減するとともに、長期履修制度を導入して未修者による基本6法についての確実な基礎の修得を可能としている。学部教育と法科大学院教育の架橋に関しては、平成30年度入試から、学部3年次生特別選抜を設け、優秀な法学部生が早期に法曹となることを可能にした。また令和元年度に東北大学法学部及び新潟大学法学部と法曹養成連携協定を締結し、令和2年度から前記2学部において法曹コースの運用が開始している上、本法科大学院では来（令和3）年度からそれに応じた特別選抜方式の入学試験を実施すべく準備を進めている。学部キャリア教育・インターンシップについては、エクスターンシップ（法律事務所研修）をはじめとする、充実した授業科目を設けている。さらに、裁判官・検察官はもちろん、様々な規模・地域の法律事務所に所属する弁護士や、自治体・民間企業の法務担当者等を招聘して連続講演会を開催し、法科大学院での学修をどのように法律実務に活かすことができるかについて具体的な情報提供をすることにより、学生の学修意欲を高めている（観点2-2）。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において『優れた法曹』を養成することを可能にする適切なカリキュラムの編成」という教育内容に関する目的に照らして、本法科大学院の教育内容は極めて優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅲ 教育方法

（１）観点ごとの分析

観点 3-1 授業形態の組合せと学修指導法の工夫

（観点に係る状況）

1. 少人数教育を重視した授業形態・学習指導法

観点 1-1 で述べたとおり、本法科大学院は、少人数・対話型双方向教育を基本とするため、必修科目について、少人数クラス授業制を実施している。平成 26 年度における学生定員の削減に伴い、第 1 年次に配当される必修科目は 1 クラス 20 名程度を、第 2 年次以降に配当される必修科目については、実務基礎科目の必修科目は原則として 2 クラス、第 2 年次の基幹科目は 1 クラスとし、1 クラス 25 名から 40 名を標準とするクラス編成を行っている（【資料 3-1-1】）。

基礎法・隣接科目や展開・先端科目についても、履修人数は概ね 40 名を超えていない。

本法科大学院では、基礎理論を具体的事案に応用する能力を養うことを目的とする応用基幹科目や、応用的、実践的な法適用を学修する演習等が開講されている。これらの科目の履修者数は 10 名程度が標準とされ、より主体的に法的議論を行えるよう工夫されている。

【資料 3-1-1：クラス編成】

（令和 2 年 5 月 1 日現在）

クラス名	L1	L2-1	L2-2
人数（平成 30 年度）	10	20	20
人数（令和元年度）	16	21	19
人数（令和 2 年度）	19	26	27

（出典：専門職大学院係調べ）

教育方法については、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられている。法律基本科目をはじめ多くの科目においては、少人数による双方向・多方向の質疑形式を活用しているほか、実務基礎科目である法曹倫理やリーガル・リサーチにおいては、TKC 教育研究支援システムを通じて、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹としての必要な種々の能力の育成を図っている。

なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る全国的、全学的方針により、前期開講科目は全面的に、夏季集中講義開講科目についても概ね、オンライン方式で行われた。後期開講科目については、東北大学新型コロナウイルス行動指針（BCP）レベル 1 の間は対面式を中心に実施している。

2. 助教の教育補助者の活用

本法科大学院生に対する授業外での学修支援として、研究大学院を修了した助教による学習指導を実施している（【資料 3-1-2】）。なお、後記の観点 3-2 の「1」に記載するとおり、本法科大学院を修了した弁護士によるオフィス・アワーによる課外学修支援も実施している。

【資料 3-1-2：助教の配置（令和 2 年 10 月 1 日現在）】

氏名	専門分野	採用年月日
鈴木 美南	法理学	平成 30 年 4 月 1 日
黒瀬 にな	日本法制史	平成 31 年 4 月 1 日
高畑 柊子	行政法	令和元年 10 月 1 日
芥川 正洋	刑法	令和 2 年 5 月 1 日
Roth Antoine Armin	国際関係	令和 2 年 5 月 15 日
清水 麻友美	行政学	令和 2 年 10 月 1 日

（出典：総務企画係まとめ）

3. 授業形態・学習指導法に応じた教室等の活用

平成 22 年 7 月 27 日にエクステンション教育研究棟が完成し、従来、片平キャンパス内に分散して

いた各施設・設備が一箇所に集約され、より充実した学習環境が整備された。

本法科大学院は、【別添資料 6】にある大講義室、中講義室、演習室を、授業規模・授業形態・学修指導態様に応じて活用している。具体的には、必修科目のクラス授業では中講義室を、選択科目の講義及び演習では人数に応じた講義室等を用いているほか、模擬裁判では模擬法廷室を活用している。なお、必修科目においては、学生の席を固定することにより、教員と学生間の双方向・多方向の質疑形式の授業の充実を図っている。また、リーガル・リサーチではノート・パソコンとネットワークを介した効果的な授業を実施している。

令和 2 年度前期開講科目の全て、集中講義開講科目の大部分、後期開講科目の一部はオンライン式により行われたため、学生に安定した通信環境を提供するため、教室開放や通信機器貸出を行っている。後期開講科目は対面式を中心に授業を実施しているが、体調不良等による欠席が見込まれるため、欠席者には必ず講義資料と音声ファイルを提供することとしているほか、TA や助教の協力を得ながら、L2 必修の基幹科目を中心に、対面式にオンライン式を組み合わせたハイブリッド式授業も提供している。

【別添資料 6：施設配置図】

（出典：専門職大学院係資料）

4. 開設授業科目別の授業担当者と履修者数

開設授業科目別の授業担当者と履修者数は上記【別添資料 3】のとおりである。法律基本科目に属する必修科目の第 1 年次基本科目、第 2 年次基本科目及び第 2 年次の基幹科目については、全て専任教員が担当するようにしてきた。今（令和 2）年度の基幹行政法については、教員の異動のため、非常勤講師（大江教授）が担当しているが、同講師が令和 3 年度に専任教員として着任予定である。

5. 法科大学院修了後の継続的な学修支援

平成 25 年度より、「法務学修生」の制度を設け、本法科大学院修了生に、自習室（個席）をはじめとする施設利用を認めることとして、司法試験合格に向けた良質な学修環境を提供するとともに、オフィス・アワーの利用を可能とすることにより、修了後の学修支援も積極的に行っている。

観点 3 - 2 主体的な学修を促す取組

（観点に係る状況）

1. 学生の主体的な学修を促す取組

本法科大学院では、学生の主体的な学修を促し、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィス・アワー制度を設けている（【別添資料 7】参照）。

平成 24 年度末には、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、より学生に近い立場にある先輩としての修了生である弁護士が、学生の相談に応じ、学習及び進路選択に関する指導を行うことを可能にした。

【別添資料 7：オフィス・アワー制度利用状況（平成 30 年度～令和元年度）】

（出典：専門職大学院係資料）

未修入学者の標準年限修了率・司法試験合格率の低下を受けて、特に平成 28 年度入学の第 1 年次生の成績が振るわなかった（同年度入学者 12 名のうち進級できた者は 2 名にとどまった）ことから、平成 29 年度より未修 1 年次を対象に、4 月期に、若手修了生弁護士の指導の下、4～5 名の少人数グループごとに法科大学院の授業の予習・復習のやり方を素材にした勉強会を開催し、法律学の勉強法や学生同士の勉強会の開催方法を実践的に習得することを図った。この結果、平成 28 年に低下した進級率は回復した。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染問題の影響でオンライン授業となったことで学生同士での勉強に関する情報交換の機会の減少が予想されたことから、2 年次学生（既修者コースの新入生と未修者コースの進級学生）にも同様の若手修了生弁護士の指導による少人

数でのグループごとの勉強会を実践した。その結果、オンライン状況でも学生同士の勉強会は例年通りないしそれ以上に開催された。

【別添資料 8：修了生弁護士による勉強会について】（平成 30 年度～令和 2 年度）

（出典：専門職大学院係資料）

また、自習室は、年末年始の期間を除き年間を通じて 24 時間利用可能とし、また、全学生に個別の指定席を割り当てている。自習室ではインターネット環境を整え、無線 LAN によるインターネット・アクセスを確保するとともに、次の表のとおり、データ・ベースと教育・教務機能を兼ね備えた“法律学教育研究支援システム (TKC)”を導入している（【資料 3-2-1】）。全ての学生に TKC 教育研究支援システムの個人 ID が割り当てられているため、学生は、同システム上に掲載される授業の予習・復習のための課題や教材、定期試験の過去の問題、判例等のデータ・ベースに 24 時間アクセスすることができる。これは、効率的な双方向授業の準備、授業外での学生と教員との双方向コミュニケーション、効果的な予習・復習方法の確保といった観点において、学生指導・教育支援の質的向上を飛躍的に高めるものである。なお、同システムなどを介して提示される学修のための教材は、各授業の担当教員が、市販のロースクール教材や判例・文献等を参考にしながら、学生の十分な予習と授業後の復習のために作成したものである。

新型コロナウイルスのパンデミック状況下にある今（令和 2）年度、4 月 16 日の緊急事態宣言の全国化を受けて本学の行動指針 (BCP) レベルが 4 だった期間は自習室を閉鎖せざるをえなかったが、5 月 14 日に宮城県の緊急事態宣言が解除され、本学行動指針レベルが 3 に下げられて以降、感染防止対策を徹底する体制を整えた上で自習室等の利用を漸進的に再開し、6 月 23 日には通常通りとした。一方、前期開講科目を全面的にオンライン方式で実施する過程で、Google Classroom を広く活用するようになり、現在では授業に関わる教育ツールとして TKC と合わせて利用されている。

【資料 3-2-1：TKC 教育研究支援システム】

○TKC 教育研究支援システム



（出典：法科大学院ウェブサイト）

2. 単位の実質化への配慮

①授業時間外の学修時間の確保

本法科大学院では、単位の実質化を図るために、まず、授業時間外の学習時間の確保に向けて、【資料 3-2-2】の表のとおり、定期試験前に試験準備期間を設けており、また、連続講義（夏季集中講義）については、【資料 3-2-3】の表のとおり、講義終了後 1 週間以上経た時点で試験日を設けている。

【資料 3-2-2：授業日程】

令和 2（2020）年度東北大学法科大学院授業日程

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	中止
入学式・個別履修指導	入学式：中止。個別指導；4月16日（木）
前期授業	4月20日（月）～8月5日（水）
試験準備期間	8月6日（木）
前期試験期間	8月7日（金）～8月14日（金）（L1） 8月17日（月）～8月31日（月）（L2・L3）
夏季休業	8月17日（月）～9月30日（水）
後期授業Ⅰ	10月1日（木）～12月23日（水）
後期補講期間	12月24日（木）（月曜日の補講を行う）
冬季休業	12月25日（金）～1月1日（金）
後期授業Ⅱ	1月4日（月）～1月26日（火）
試験準備期間	1月27日（水）・1月28日（木）
後期試験期間	1月29日（金）～2月5日（金）
追試期間	2月8日（月）～2月15日（月）
学位記授与式	3月25日（木）

（出典：令和 2 年度法科大学院学生便覧）

【資料 3-2-3：集中講義の日程】

集中講義の日程（R2）

授業科目	担当教員	日 程	備 考	試験方法	試験日時
模擬裁判	昆野教授 廣瀬講師 翠川講師	8/24（月） 9/10（木）～9/13（日）		—	—
環境法Ⅱ	大塚講師	8/17（月） 8/20（木）、8/21（金）、8/25（火）		レポート	提出期限 9/1（火）
実務租税法	瀧本講師	8/31（月）、9/1（火）～9/4（金）		レポート	9/15（火）
医事法	米村講師	9/14（月）～9/19（土）		レポート	9/25（金）
少年法・刑事政策	廣瀬講師	9/7（月）～9/8（火） 9/23（水）～9/25（金）		レポート	9/28（月）
エクスターンシップ	官澤客員教授 坂田教授	8/28（金）5講時	事前指導	—	—
		9/7（月）～9/11（金）	各法律事務所		
		9/14（月）～9/18（金）			
		9/30（水）3～5講時	事後指導		

（出典：専門職大学院係資料）

②組織的な履修指導

本法科大学院では、学生が入学時から教育課程の履修に専念できるよう、教員（前年度の教務委員会委員）が、オリエンテーションの際に、総合履修指導を実施している。

なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参集式のオリエンテーションは行わず、資料配付のみとした。（個別履修指導はオンラインで実施）（【別添資料 9】参照）

【別添資料 9：オリエンテーションについて（平成 30 年度～令和 2 年度）】

（出典：専門職大学院係資料）

② 科目登録単位数の上制限

本法科大学院では、履修科目登録単位数について、第 1 年次生は必修 28 単位のほか法律基礎演習 1 単位、リーガル・リサーチ 2 単位の計 31 単位を、第 2 年次生は必修 30 単位のほか 6 単位までの計 36 単位を、第 3 年次生は計 44 単位を、それぞれ上限として設定している（【資料 2-1-2】参照。ただし、第 2 年次生における履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップは含まない。）

（この点、観点 2-2 の「2」で既述のように、令和 5 年度から司法試験の在学中受験が認められるのに対応して、令和 4 年度から、第 2 年次の履修単位の上限を 44 単位に改正する予定である）。

3. 厳格かつ公正な成績評価

本法科大学院では、次のような成績評価の基準を設け、合格者の成績については相対評価、不合格の判定（D）は絶対評価（習熟度評価）を行うことを原則とした上で、当該基準を学生及び全教員に公表し周知している（【資料 3-2-4】）ほか、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、授業科目ごとにシラバスに明記することとしている。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る全国的、全学的方針により、前期開講科目、集中講義科目については、多くの科目でシラバスに記載していた参集式筆記試験を実施することができず、4 月に学生に周知していた、シラバス記載の成績評価が行えない場合の代替的成績評価方法（多くの科目でレポート方式）により成績評価を行った。後期開講科目については、BCP レベル 1 の間は、原則として参集式筆記試験を実施し、成績評価を行う方針を周知している。

【資料 3-2-4：成績評価】

【成績について】

- ① 成績は、定期試験（原則として筆記試験の方法によるが、授業科目の性質に照らし、レポート方式によることもある。）及び平常点（小テストや課題の成績、授業における発言内容、授業への取り組みの状況を含む。）を総合評価して、これを行う。
- ② 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。
 - ・ 事案分析解決能力
 - ・ 基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
 - ・ 法的な議論を説得的に表現する能力
 - ・ 創造的・批判的思考能力

成績は、以下の基準による。

成績	基準	人数比の目安
90 点以上	きわめて優秀	若干名
80 点以上 90 点未満	優秀	20%を上限とする
70 点以上 80 点未満	良好	40%を標準とする (±20%)
65 点以上 70 点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする (±20%)
60 点以上 65 点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60 点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない。

（出典：東北大学法科大学院総合履修指導資料）

さらに、定期試験が適切に実施され、その成績評価が恣意的なものとならないよう、各担当教員に対して、定期試験の実施後、試験問題の趣旨及び一般的な採点基準に関する解説・講評を行うように求めている。

定期試験の結果、成績評価が「不合格」となる学生に対しては、各科目の担当教員の裁量により再試験を実施することが認められてきた。再試験制度は、成績評価の根拠資料を補充し、より適正かつ厳格な成績評価を可能とするためのものであるが、平成 30 年度の認証評価において、その実施の判断を教員の裁量に委ねるのではなく、法科大学院としての統一的な方針を明らかにするよう改善を図るべきとの指摘を受けた。これを受けて、令和 2 年度以降は、未修者コース第 1 年次の前期の講義科目については一律に実施するが、その他の科目では実施しないとの方針に変更し、成績評価手続きの透明性を高めた。

また、本法科大学院では、成績評価が「不合格」であった学生に対して、不合格との評価を受けた授業科目について「不服申し立て」を行うことができる（再試験が行われた科目を除く）こととしているほか（制度の内容については【別添資料 10】参照）、所定の書面により、教務委員会委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を求めることができることとしている。

【別添資料 10：「成績評価不服申し立て制度」について】

（出典：専門職大学院係資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

必修科目をはじめとする多数の授業科目を、少人数で実施することにより、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業（いわゆるソクラテス・メソッド）を可能にしているだけでなく、TKC 教育研究支援システムを活用するなどして、授業外でも双方向型の学習支援を行っている。

また、必修科目は、固定クラス、固定席による少人数教育を実現しており、高度な専門職業人である法曹の養成に相応しい密度の高い教育を実施している（観点 3-1）。なお、修了生に対する学修支援策として、「法務学修生」制度を設け、修了後の学修環境を確保している。

授業外の学生の主体的学修を促進するために、オフィス・アワー制度、TKC 教育研究支援システムを利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。オフィス・アワー制度については、修了生オフィス・アワー制度を設け、より一層の充実を図った。また TKC 教育研究支援システムを利用した予習・復習の指示、過去の定期試験問題の提供、法令や判例に関するデータ・ベースの提供、電子教材の提供など、学生が自習のために補助手段を容易に活用できるように配慮している（観点 3-2）。

以上のことを総合すると、「2 ないし 3 年間の教育課程において『優れた法曹』を養成することを可能にする少人数・対話型双方向授業の積極的導入」という教育方法に関する目的に照らして、本法科大学院の教育方法は極めて優れたものであり、関係者から期待される水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅳ 学業の成果

（1）観点ごとの分析

観点 4-1 学生が身に付けた学力や資質・能力

（観点到る状況）

1. 単位修得状況

本法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度（進級制）を採用している。第 1 年次から第 2 年次に進級するためには、平成 29 年度入学者からは、第 1 年次基本科目 28 単位を修得しなければならないが、仮に、前記単位を修得した場合でも、第 1 年次基本科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級できないこととなっている。また、令和元年度入学者からは、進級認定を受ける年度に共通到達度確認試験管理委員会（以下「管理委」という。）が実施する共通到達度確認試験を受験した上で、その試験科目各々の成績が、当該科目に関して管理委が公表した第 1 年次受験生全体の成績結果において、得点下位 2 割 5 分に相当する素点（以下「基準素点」という。）未満の者も進級することができないこ

ととなっている（但し、基準素点未満の得点であった試験科目に相当する第1年次基本科目の成績が65点以上である場合には進級することができる。この場合、翌年度の5月末までに必ず、当該第1年次基本科目の担当教員に対して、そのオフィス・アワーを利用して学習相談を行うこととした。）。

また、第2年次から第3年次に進級するためには、第2年次基本科目2単位及び基幹科目28単位すべてを修得しなければならないが、仮に、前記単位を修得した場合でも、第2年次基本科目及び基幹科目の成績の単位加重平均値が65点未満の場合には進級できないこととなっている（東北大学法科大学院規程第13条、第14条）。但し、基幹科目を1つでも修得できない場合には第2年次に原級留置となる現行制度は、他の法科大学院と比べて非常に厳しいことに鑑み、来（令和3）年度から、以下のように制度を改正することを予定している。すなわち、一方で、第2年次から第3年次進級要件を緩和し、基幹科目28単位中20単位を修得すれば第3年次に進級できるものとする（第2年次基本科目を修得できなければ第2年次に原級留置となる点には変更なし）。なおここで科目数でなく単位数を要件としたのは、基幹科目の単位数が科目ごとに2・4・6単位と異なっている点を考慮したためである。他方で、第3年次を終えて課程を修了するための要件として、その時点での基幹科目の成績の単位加重平均値が65点以上でなければならないものとする。

平成29、30年度及び令和元年度の単位修得状況は次のとおりである（【資料4-1-1】）。

【資料4-1-1：単位修得状況】

年度	学年	修得単位数（上段）／人数（下段）							平均修得単位数
		34～	32～	30～	28～	26～	24～	～22	
平成29年度	L1	34～	32～	30～	28～	26～	24～	～22	23.4（単位）
	計20人	0人	3人	3人	2人	0人	1人	11人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	～24	29.3（単位）
	計40人	22人	0人	1人	2人	1人	0人	18人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	～32	27.6（単位）
	計19人	0人	1人	0人	0人	2人	5人	11人	
平成30年度	L1	34～	32～	30～	28～	26～	24～	～22	18（単位）
	計10人	0人	2人	1人	0人	0人	0人	7人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	～24	29.4（単位）
	計40人	21人	1人	0人	2人	2人	0人	14人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	～32	31.4（単位）
	計25人	0人	0人	0人	1人	2人	11人	11人	
令和元年度	L1	34～	32～	30～	28～	26～	24～	～22	22.2（単位）
	計16人	0人	5人	2人	0人	1人	1人	7人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	～24	29.5（単位）
	計40人	23人	1人	1人	0人	2人	2人	11人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	～32	33.5（単位）
	計22人	0人	0人	1人	4人	5人	6人	6人	

（出典：専門職大学院係調べ）

2. 進級状況、修了・学位取得状況

平成29、30年度及び令和元年度の進級状況・修了・学位取得状況は【資料4-1-2】のとおりである。なお、第3年次修了は、法科大学院修了・法務博士学位の取得を意味する。

【資料 4-1-2：進級状況、修了・学位取得状況】

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数	進級率・修了率
平成 29年 度	L1	18	9	9	50.0%
	L2	40	25	15	62.5%
	L3	19	19（法務博士学位取得）	0	100%
平成 30年 度	L1	9	4	5	44.4%
	L2	39	22	17	56.4%
	L3	25	25（法務博士学位取得）	0	100%
令和 元 年度	L1	15	7	8	46.7%
	L2	40	27	13	67.5%
	L3	22	22（法務博士学位取得）	0	100%

（出典：専門職大学院係資料）

本法科大学院では進級制を採用しているため、高度専門職業人たる法曹に必要な能力と資質を各年次で修得できなかった学生は、原級留置（留年）となる。平成 22 年度未修入学者より原級留置者については、以下のように対応している。

第 1 年次の原級留置者については、成績が 65 点未満であった第 1 年次基本科目の授業科目を全て再履修しなければならない。かつ、成績評価が 65 点以上であった第 1 年次基本科目の授業科目を再履修することができる。また、第 2 年次に進級できなかった翌年度における第 1 年次基本科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

第 2 年次の原級留置者については、成績が 65 点未満であった第 2 年次基本科目及び基幹科目の授業科目を全て再履修しなければならない。また、成績評価が 65 点以上であった第 2 年次基本科目及び基幹科目の授業科目を再履修することができることとし、かつ、第 2 年次・第 3 年次配当科目の履修を認めている。また、第 3 年次に進級できなかった翌年度における第 2 年次基本科目及び基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

3. 資格取得状況

法科大学院が専門職大学院として法曹養成に特化した教育機関であることから、資格取得者数として、司法試験合格者数のみを掲げることとする。

本法科大学院の実績は【資料 4-1-3】のとおりである。

【資料 4-1-3：資格取得状況（司法試験）】

修了年度	修了者数	司法試験 受験年度	司法試験 志願者数	司法試験 受験者数	短答式 合格者数	最終 合格者数
平成 17 年度	45	平成 18 年度	43	42	33	20
平成 18 年度	79	平成 19 年度	102	96	81	47
平成 19 年度	93	平成 20 年度	141	127	105	59
平成 20 年度	108	平成 21 年度	179	154	107	30
平成 21 年度	86	平成 22 年度	208	159	133	58
平成 22 年度	98	平成 23 年度	223	170	132	54
平成 23 年度	89	平成 24 年度	215	173	120	38
平成 24 年度	71	平成 25 年度	219	173	133	39
平成 25 年度	50	平成 26 年度	177	159	121	42

平成 26 年度	37	平成 27 年度	153	136	102	35
平成 27 年度	32	平成 28 年度	108	96	71	23
平成 28 年度	26	平成 29 年度	81	69	52	18
平成 29 年度	19	平成 30 年度	59	55	42	15
平成 30 年度	25	令和元年度	57	52	43	20

（出典：法務省ウェブサイト「司法試験」より作成）

観点 4-2 学業の成果に関する学生の評価

（観点に係る状況）

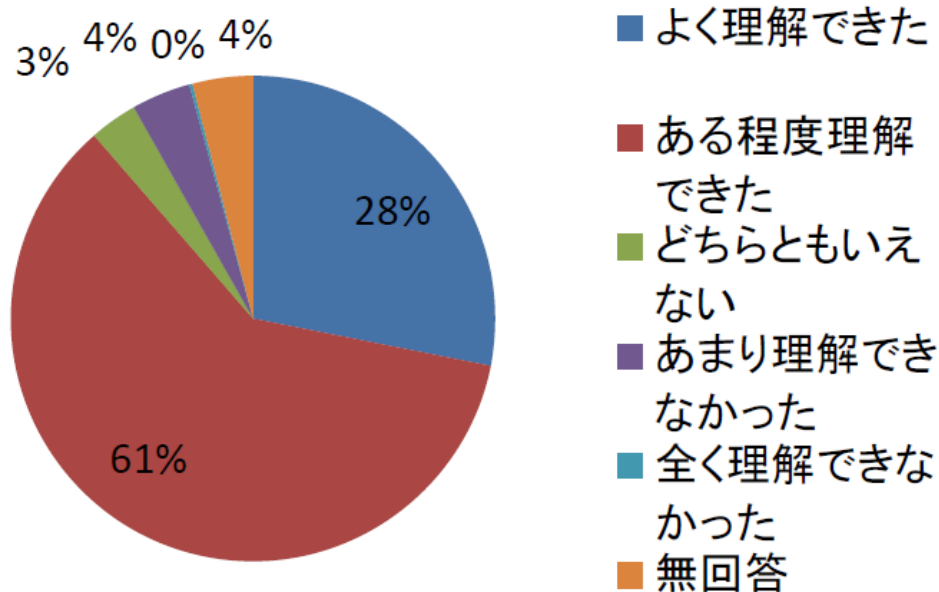
授業評価アンケートの結果

令和元年度・平成 30 年度・平成 29 年度それぞれの実施した授業評価アンケートの結果としては、次の表（【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】）に見られるように、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。令和元年度・平成 30 年度・平成 29 年度の順に、学生の学業の到達度を示す項目として、「この授業の内容を理解できましたか」につき、「よく理解できた」が 28%・29%・24%、「ある程度理解できた」が 61%・57%・67%、と解答している。学生の満足度を示す項目として、「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、「完全に達成できた」が 10%・11%・9%、「ある程度達成できた」が 69%・71%・71%、と回答している。このように、到達度、満足度とも、肯定的回答が約 8 割を占めている。

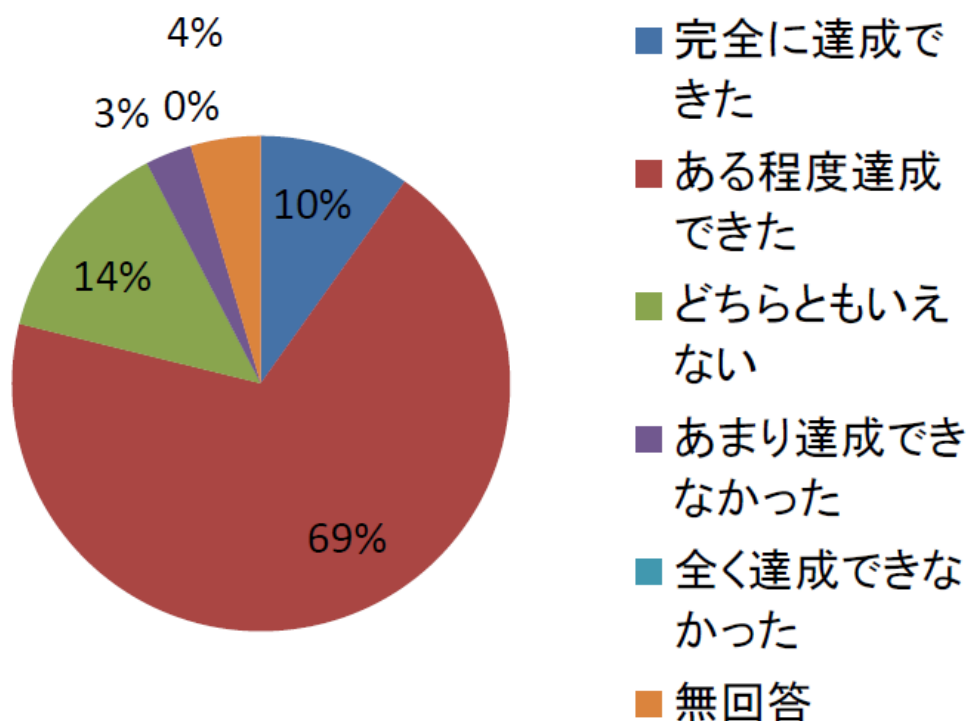
【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】

令和元年度（2019）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか

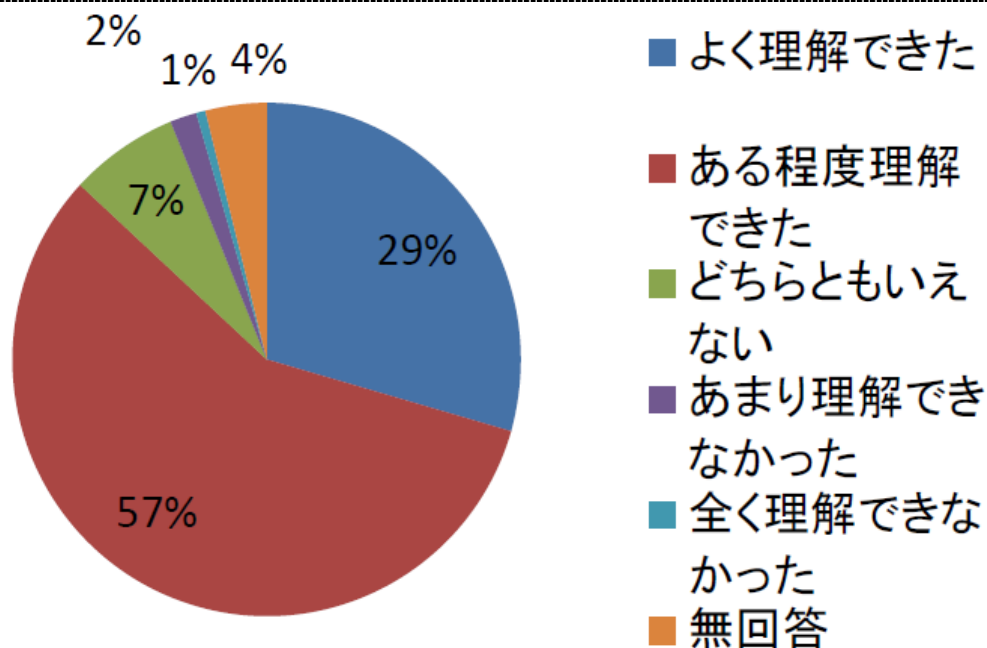


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

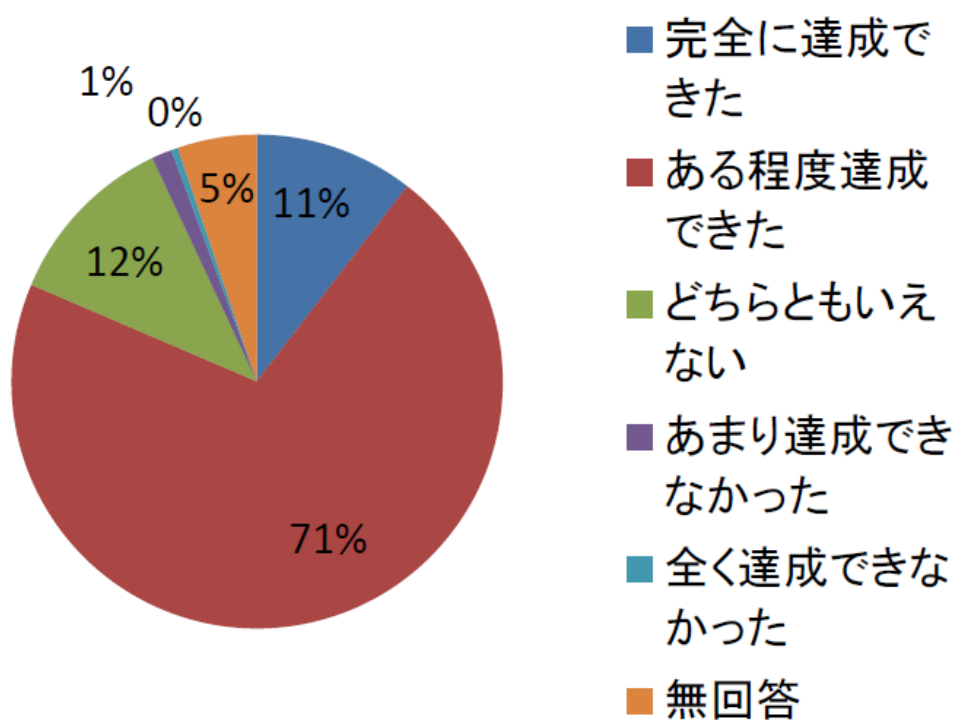


平成 30 年度（2018）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか

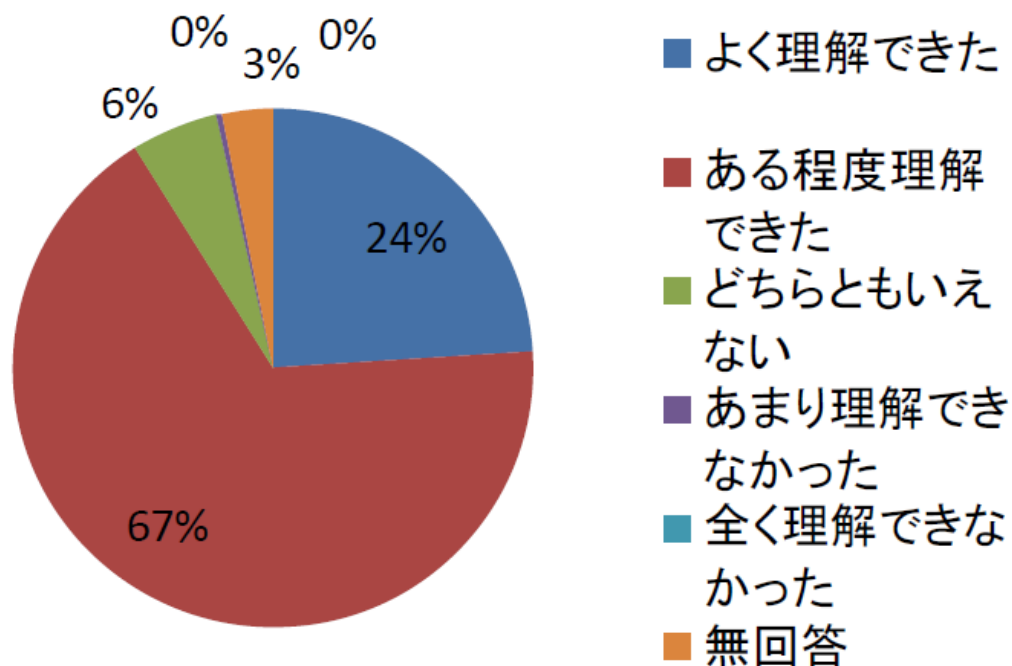


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

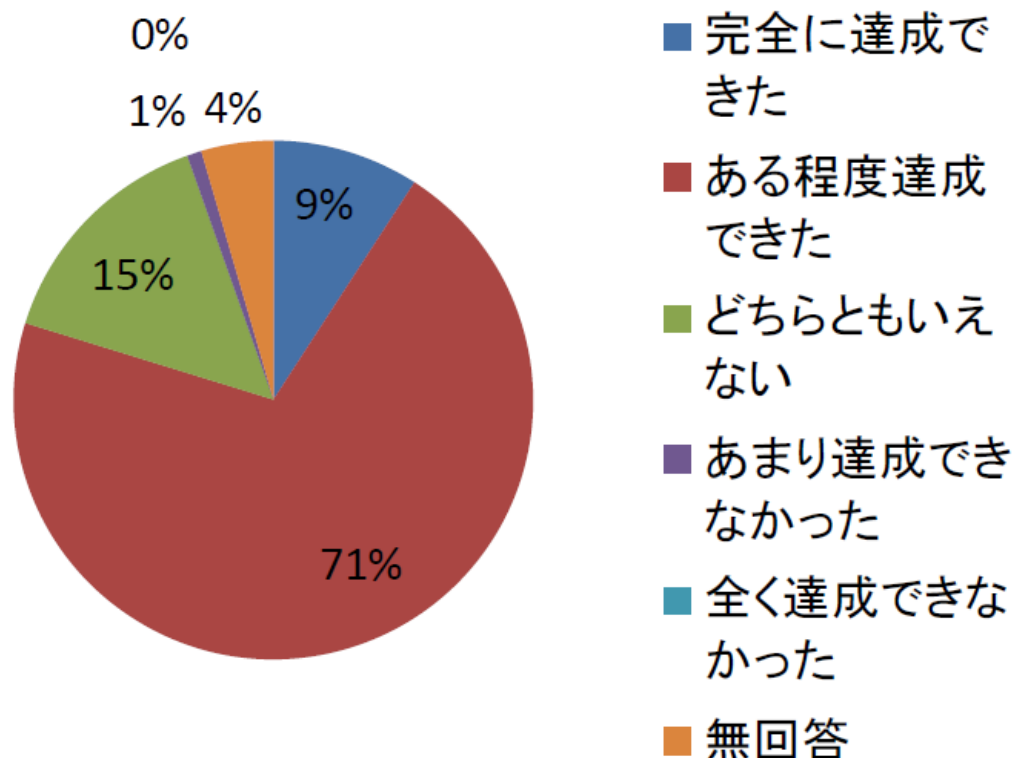


平成 29（2017）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか



講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。



(出典：専門職大学院係資料)

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

本法科大学院では、厳格な進級制を採用すると同時に、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の講評の実施、成績評価不服申立て制度の整備を通じて、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとすることにより、高度専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保を図っている（観点 4-1）。

また、学生の学業到達度・満足度も高い（観点 4-2）。いずれも、『優れた法曹』の養成」という観点に照らした場合、在学中及び修了の時点において、教育の成果・効果が充分にあがっていることを示している。

以上のことを総合すると、『厳格で公正な成績評価』に基づく進級制の採用を通じた、関係者の期待に応えうる『優れた法曹』の輩出」という成果面での教育目的に照らして、本法科大学院における学業の成果は優れたものといえ、関係者から期待される水準を大きく上回っていると判断される。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

進路状況

本法科大学院を修了した者のうち平成30年司法試験の合格者数は15名で全国18位、合格率は27.27%で全国12位、令和元年司法試験の合格者は20名で全国14位、合格率は38.46%で全国8位であった（令和2年司法試験の合格発表は令和3年1月20日の予定）。

本法科大学院修了者の司法試験合格者数及び合格率を修了年度別に整理した表は、別添資料11のとおりである

【別添資料11：修了年度別（新）司法試験合格状況について】

司法修習終了後の進路については、平成20年度より追跡調査を開始し、平成22年11月に設立された法科大学院同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）の協力を得て、本法科大学院修了生のうち、司法修習をすでに終えた新72期（平成30年度修了生までを含む）までの実務法曹456名の進路（判事補19名、検事17名、弁護士420名）を把握することができた。

現在、司法修習中の司法研修所新73期（令和元年度修了生までを含む）は20名であり、これらの者の進路の把握についても、法科大学院同窓会と連携することとしている。

また、法曹以外の道に進んだ者についても、上記同窓会等を通じて情報収集に努めており、令和2年10月時点における、開学以来の修了生の累積のデータとして、以下のものを把握している。

裁判所書記官（事務官）	38名	東京都職員	2名
財務省	2名	静岡県職員	1名
厚生労働省	4名	岡山県職員	1名
宮城県職員	13名	広島県職員	1名
宮城県警察	1名	横浜市職員	1名
岩手県職員	1名	酒田市職員	1名
茨城県職員	1名	ふじみ野市職員	1名
栃木県職員	2名	民間企業	16名
千葉県職員	3名		

平成24年度より、修了生を対象とする各種行事や就職情報などの情報発信（ウェブサイトと電子メールによる。）を拡充させており、本法科大学院と修了生との関係維持に努めているところである。

観点5-2 関係者からの評価

(観点に係る状況)

関係者からの評価

本法科大学院は、想定する関係者として、法曹三者を中心に考えており、平成19年度以降、大学教員、仙台地検検事正、仙台弁護士会元会長らを委員として、法学研究科独自の外部評価を実施してきた。平成29年度には、【別添資料12】のとおり実施した。その際には、環境法の授業科目担当を非常勤講師に頼っているのは残念であること、司法試験における短答式合格者数に対する最終合格者数の割合が、主要法科大学院に比べ相対的に低いこと、第1年次生・第2年次生の原級留置者数が依然として多いこと、等の指摘を受けた。他方で、教員及び教育の質が高いこと、仙台弁護士会はじめ東北6県の弁護士会に登録する本法科大学院修了者の占める割合、数からは、東北唯一の法科大学院として東北地方における法曹養成の拠点として機能していること、等との評価を受けた。（法学研究科

HP 自己点検・評価「東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員会〔平成 29 年度〕評価結果」（URL：<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/about/hyouka/pdf/h29jikohyouka.pdf>）。

なお、本法科大学院は、令和元年度までに、第 15 期修了生までを送り出しており、近年は、法曹界のほか、民間企業や地方自治体に就職する本法科大学院修了生も増えている。そのため、そうした法曹界以外の関係者からの評価も考慮する必要があるところ、進路委員会を中心に行っている民間企業の人事担当者や法務担当者等との意見交換においては、民間企業は、本法科大学院修了生について、法科大学院における学修を通じて法律文書の作成・解釈及び交渉技術等につき高い能力と素養を身に付けていることを評価していることが明らかになった。

【別添資料 12：外部評価】実施概要

（出典：法学研究科資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

平成 30 年・令和元年の司法試験の合格者数・合格率を見ると、首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する傾向が高まっている状況の中では、健闘しているといえる。

卒業（修了）生の進路については、法科大学院同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）の協力を得ながら、司法試験に合格して法曹の道へと進んだ者だけでなく、法曹以外の道に進んだ者についても、その状況の把握に努めている。把握できている限りでは、後者の修了生も、その多くが、本法科大学院で培った法的素養を生かした進路に進んでいる。また、法曹であれそれ以外であれ、修了生の社会的評価は概して高いとすることができる。

以上のことを総合すると、「『優れた法曹』を養成する」という基本的な教育目的に照らして、本法科大学院の進路・就職の状況は極めて優れたものといえ、東北地方における法曹養成の拠点としての機能を果たしてきており、関係者から期待される水準を大きく上回っていると判断される。

分析項目VI 入学者選抜の状況

(1) 観点ごとの分析

観点6-1 入学者選抜の実効性と適切性

(観点に係る状況)

志願者数・受験者数、競争倍率、入学定員充足・超過率

いずれの数値も増加傾向にあり、観点1-1の「1」に記した入試制度の改革（入試の複数回化等）や奨学金制度の充実の成果であると考えられる。以下、個々の項目の状況につき説明する（【資料6-1 年度別入学者選抜の状況】）。

第1に、志願者数について見ると、平成28年度と平成29年度は、それぞれ合計111名（既修61名、未修40名）、合計112名（既修81名、未修31名）であったが、平成30年度と令和元年度は、やや増加し、それぞれ合計134名（既修96名、未修38名）、合計130名（既修74名、未修56名）となった。さらに、令和2年度においては、従来よりも大幅に増加し、合計183名（既修114名、未修69名）となっている。

受験者数も、志願者数の増加傾向を受け、増加傾向にある。

第2に、競争倍率（入試倍率）は、平成28年度及び平成29年度においては2.0倍を切る状況であったが、前述のような志願者数・受験者数の増加に応じて、平成30年度以降はいずれも2.0倍を維持することができるようになっている。

第3に、入学者数は、平成28年度及び平成30年度においては、それぞれ32名、29名であったが、前述のような志願者数・受験者数の増加に応じて、平成29年度は44名、令和元年度は42名、令和2年度は52名となっており、令和2年度においては、定員を超える数の学生が入学している。

入学定員充足・超過率も、これに合わせて上昇傾向にある。平成28年度は64%にとどまっていたが、平成29年度入試においては88%に上昇した。翌年の平成30年度には58%に低下したものの、令和元年度入試では84%に回復し、令和2年度入試においては100%を超えるに至っている。

【資料6-1 年度別入学者選抜の状況】

	種別	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率	競争倍率	入学者数	入学者数	入学定員	
		【a】		【b】	【c】	(法学未修者、法学既修者別)		【d】			【e】
		(人)	(人)	(人)	(人)	[b/c]			(人)	(人)	[e/a]
令和2年度	法学未修者	50	69	45	17	2.64	2.05	14	52	104%	
	法学既修者		114	95	51	1.86		38			
令和1年度	法学未修者	50	56	45	19	2.36	2.00	14	42	84%	
	法学既修者		74	61	34	1.79		28			
平成30年度	法学未修者	50	38	32	18	1.77	2.00	6	29	58%	
	法学既修者		96	76	36	2.11		23			
平成29年度	法学未修者	50	31	23	19	1.21	1.50	13	44	88%	
	法学既修者		81	72	44	1.63		31			
平成28年度	法学未修者	50	40	26	24	1.08	1.23	12	32	64%	
	法学既修者		61	52	39	1.33		20			

- (注) 1. 「競争倍率」欄には、「受験者数」を「合格者数」で割った値(小数点第3位以下切り捨て)が自動表示されます。
(例: 受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068 \dots \approx 2.06$ で表示されます。)
2. 「入学定員超過率」欄には、「入学者数」を「入学定員」で割った値(小数点第3位以下切り捨て)が自動表示されます。
(例: 入学者数が72人、入学定員が70人の場合には、 $72 \div 70 = 1.028 \dots \approx 1.02$ となり、『102%』で表示されます。)

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を上回る。

（判断理由）

平成 30 年度・令和元年度・令和 2 年度の入学者選抜の状況を見ると、志願者数・受験者数、競争倍率、入学定員充足・超過率、いずれの指標についても、数値が上昇傾向にあり、首都圏の法科大学院に法曹志望者が集中する傾向が高まっている状況の中では、健闘しているといえる。

以上のことを総合すると、「優れた法曹」を養成するという本法科大学院の教育目的を実現するのにふさわしい能力と資質を持った入学者を、本法科大学院では実効的かつ適切に選抜してきており、関係者から期待される水準を上回っていると判断される。

Ⅲ 改善への取組状況

1. 認証評価結果

第三者機関による評価を受けるために、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を平成30年度に受審し、「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している」旨の評価を得た（これについては、大学評価・学位授与機構ウェブサイトを参照のこと。）。

この認証評価結果では、本法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられている。

- 研究者養成をも目的とした授業科目「リサーチペーパー」が開講されている。
- 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、社会人・他学部卒業者を対象とした社会人・他学部卒業者特別選抜（未修）を実施している。
- 経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学生制度が整備されている。
- 専門分野に関する能力の向上を図り、もって研究・教育の推進に資するためサバティカル制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

また、この認証評価結果において、改善を要する事項として9点が挙げられたが、すべて個別の科目に関するものであり、令和元年度において、すでに必要な対応を図った。

【別添資料13：改善を要する点の対応状況（令和2年度法科大学院年次報告書抜粋）】

（出典：法学研究科資料）

2. 司法試験の結果

先にも見たように（観点5-1）、本法科大学院修了者の平成30年司法試験合格者は15名（全国18位）、合格率は27.27%（全国12位）であった。

また、令和元年司法試験合格者は20名（全国14位）、合格率は38.46%（全国8位）であった。

3. 教育の充実

修了者の質の確保・向上のために、平成23年度より、第3年次に法律基本科目である「応用基幹科目」を新設して段階的・反復的な教育課程を充実させ、平成26年度には、履修可能科目数を2科目から3科目に拡大した。

平成24年度末には、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、より学生に近い立場にある先輩としての修了生である弁護士による相談、学修指導、進路指導を可能とした。とりわけ、平成29年度には、第1年次生の進級率の低迷を受け、修了生オフィス・アワーを活用した第1年次生向けの教育支援を充実させ、平成30年度以降においても改善された方法により実施されている。

また、平成26年度から、定期試験講評会の実施と司法試験問題解説会の実施を行うこととしたほか、特に法学未修者に対する効果的な教育を行うため、第1年次の学修支援科目として、新たに「法律基礎演習」を新設した。

加えて、平成27年度からは、入試合格者に対する説明会や授業参観制度を設けるなど、入学前指導の充実を図り、在学生に対しては、1限と2限の休憩時間を20分に変更し、必修科目である基幹科目について授業終了後の質問時間を確保したほか、教員オフィス・アワー制度の柔軟な実施を可能とするなど、学修支援の強化を図った。

平成29年度以降、入学予定者に対する入学前指導について、その一部を東北大学インターネットスクール（ISTU）を用いて配信するなど、受講や繰り返しの学習の便宜を図った。また、平成29年度からは、法学未修者のうち、職業を有している者、出産などを行う者、他学部出身者などが、修得の容易ではない第1年次基本科目を、1年分の学費で、2年間かけて計画的に学ぶことができる長期履修制度を導入した。

令和2年度前期及び夏季集中講義開講科目については、オンライン授業が中心となったが、学生の通信環境を確保すべく支援を行い、学生が良質の学びを継続できるようにした。後期開講科目については、法科大学院本来の教育を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら対面式授業を中心に実施しており、欠席学生の学修のため、講義資料と授業の音声ファイルを提供するほか、一部でハイブリッド式の授業も提供するなどの工夫もしている。

4. 厳格な成績評価の徹底

令和 2 年度前期及び夏季集中講義開講科目については、レポート式試験による成績評価が中心となった。ただし、成績評価の方針は筆記試験の場合と同一とし、学生に対してフィードバックを図るなど教育効果を高めることも重視した。令和 2 年度後期開講科目については、BCP レベル 1 の間は、原則として参集式筆記試験を実施する方針を周知している。

本法科大学院は、厳格な成績評価と連動して厳格な進級要件を制度化している。具体的には、当該年次の法律基本科目及び基幹科目が 1 科目でも不合格になった者、もしくは当該年次の法律基本科目及び基幹科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級を認めないことを中心とした制度を設けている（第 2 年次への進級については共通到達度確認試験の成績も考慮要素として、法科大学院修了生の質保証を図っている）。ただ、このような非常に厳格な進級制度が、本法科大学院に優秀な法科大学院志願者を集めることを阻害する一要因となりかねないとの反省から、第 3 年次への進級について若干緩和することを予定している。

また、定期試験において「不合格」の成績評価を受けた学生に対しては、成績評価の根拠資料を補充する目的で再試験を実施する制度を設けている。この制度は、より適正かつ厳格な成績評価を可能とする目的を有するものであるが、その実施の判断を教員の裁量に委ねていたところ、平成 30 年度の認証評価において、法科大学院としての統一的な方針を明らかにするよう改善を図るべきとの指摘を受けた。これを受けて、令和 2 年度以降は、未修者コース第 1 年次の前期の講義科目については一律に実施するが、その他の科目では実施しないとの方針に変更し、成績評価手続の透明性を高めた。

5. 入試制度の改善及び経済的支援の充実

平成 26 年度入試から、法学既修者としての選考を希望する者に対して、それが認められなかった場合に、法学未修者としての選考を希望するか否かを示すことができる制度（併願制）を導入し、法学の能力に関して不安がある者も、積極的に既修者として出願することを可能にすることとして、入学者数の確保に努めると同時に、入学者の質の確保を図ることとした。

また、平成 28 年度入試からは、優秀な法学部生の法科大学院への進学意欲を高めるために、今までよりも短期間に法曹になることを可能にする飛び入学制度を、法曹の多様化に対する社会的需要に応えるために、社会人・他学部出身者を対象とした社会人・他学部卒業生特別選抜制度を導入した。

さらに、平成 29 年度入試から、法科大学院進学希望者が早期に進路を確定することを可能とするため、8 月に一般選抜（前期）を新たに設け（従来の一般選抜は、一般選抜（後期）に名称変更）、また、平成 30 年度入試からは 2 月に追加募集を行うこととし、入試の複数回化を実現したほか、平成 29 年度入試から、社会人・他学部卒業生特別選抜を 9 月から 8 月に前倒した。

併せて、法科大学院進学希望者への経済的支援を拡充し、同一年度に複数回、本法科大学院を受験する者に対し、2 回目以降の受験にかかる検定料を不徴収とする制度を導入したほか、総長裁量経費及び寄附金を原資として、入試合格者上位 30 名程度に対して、入学金相当額（282,000 円）と初年度授業料相当額（804,000 円）の奨学金（計 1,086,000 円）を給付することとした。これにより、平成 29 年度入試においては、入学者数の改善が見られた。

平成 30 年度入試からは、学部第 3 年次生特別選抜制度を導入することにより、優秀な法学部生が、早期卒業制度または飛び入学制度を利用して法科大学院に早期に進学し、従来よりも短期間で法曹となることを可能とし、入学者の質の確保と法曹志望者の時間的・経済的負担のさらなる軽減を図った。

6. 広報活動の充実

平成 27 年度の外部評価での指摘を受けて（観点 5-2 参照）、平成 30 年度、令和元年度には本法科大学院の広報活動を充実させるとともに、学部学生に法曹の魅力を伝える活動を実施した。

具体的には、平成 30 年度においては、5 月 22 日（火）に新潟大学、5 月 17 日（水）に福島大学、6 月 7 日（木）に東北学院大学、5 月 25 日（金）に岩手大学、5 月 30 日（水）に山形大学において、それぞれ本法科大学院説明会を行った。また、6 月 24 日（日）には、法科大学院協会主催の「ロースクールへ行こう！！」を東北会場として実施するとともに、本法科大学院への進学を希望する学生の相談に個別に応じるため、9 月 11 日（火）に「法科大学院個別進学相談」を行った。

令和元年においては、5 月 23 日（日）に新潟大学、5 月 16 日（木）に福島大学、5 月 17 日（日）に岩手大学において、それぞれ本法科大学院説明会を行った。また、6 月 30 日（日）には、法科大学院協会主催の「ロースクールへ行こう！！」を東北会場として実施するとともに、4 月 20 日（土）開催のキャラバン東京会場にブース設置、2 月 8 日（土）開催のキャラバン名古屋会場においては資料参加した。

令和2年度においては、6月21日（日）に東北大学LSオープンキャンパス（ロースクールキャラバン東北）をオンラインにて実施した。新型コロナウイルスの影響で例年のような各大学を訪問しての説明会ができなかったため、6月12日（金）に東北大学法学部生、7月27日（月）に他大学生・社会人等を対象としたオンライン入試説明会を実施し、9月27日（日）にオンライン個別相談会を実施した。6月12日（金）に東北大学工学部・就活支援セミナー（オンライン）で理系学生に向けた法科大学院制度の説明と理系学生の法律学の勉強法についてパネルディスカッションを行った。4月期に修了生弁護士の協力で実施したオンラインでの少人数グループでの勉強会やネットワーキングの試みについてウェブサイト「東北大学オンライン授業グッドプラクティス」や東北ローレビューにおいてその内容やフィードバックを社会的に発信した。さらに、首都圏や関西地方の大学生に対して、本法科大学院の魅力を発信するために、辰巳法律研究所の合同進学説明会にパンフレットを送付するなどして、資料参加を行った。

また、本年度も、引き続き、入試関係等に関する情報をメールマガジンによって配信した。

法科大学院各種委員会等構成・分担

	2020年度	2019年度	2018年度
専攻長(院長)	久保野	久保野	中原(茂)
副専攻長(副院長)	佐々木、得津	佐々木、森田	井上、滝澤
	副院長： 学生担当、修了生オフィスアワー、渉外等		
諸委員会等(◎は委員長、○は副委員長)			
教務委員会	◎滝澤(5月の連休明までは森田)、石綿、 昆野、宇野(前期)、今津(後期)、坂下、嵩 (臨時)	◎森田、信濃、武内、石綿、宇野	◎佐々木、信濃、武内、森田、大谷
※①カリキュラム全般(成績評価、進級・修了認定を含む)の統括、②休学・退学時の面談			
入試委員会【電算班】	◎井上、鳥山、大谷、中林、久保野(院長) 【森田、大谷】	◎井上、中原、鳥山、坂下、久保野(院長) 【森田、坂下】	◎阿部、蘆立、井上、宇野、中原(茂)(院 長)、【森田、金谷】
※①入学試験募集要項の作成、②入学試験の実施、③入試説明会の実施			
評価対応委員会	◎佐々木、嵩、久保野(院長)	[カリキュラム等検討委員会と兼務]	◎嵩、滝澤、蘆立、坂田、佐々木、中原 (太)、久保野、成瀬、中原(茂)(院長)
※①評価基準への対応、②外部評価への対応、③各年度における評価の実施等			
広報委員会	◎得津、嵩、戸次、坂下、大谷	◎滝澤、蘆立、鳥山、戸次、大谷	◎井上、今津、小宮、金谷
※①パンフレットの作成、②オープン・キャンパスの実施、③Webページの編集・更新、④メールマガジン及び動画の配信等			
FD委員会	◎中林、坂田、池田	◎今津、中林、石綿	◎中林、温、坂下
※①FD(授業の内容及び方法、成績評価の方法)の企画・立案、②FD出張の管理			
進路委員会	◎吉永、官澤、佐藤、昆野、森田(前期)、 温(後期)、池田	◎中林、信濃、官澤、佐藤、武内、吉永	◎得津、信濃、官澤、佐藤、武内、坂田、中 林
※①新司法試験に関する情報提供、②修了生の進路(入学試験、学内成績、司法試験、就職等の状況)に関する情報収集・分析、③進路関連講演会の開催、④弁護士会等との調整、⑤同窓会との調整			

カリキュラム等検討委員会(兼法曹教育連携委員会)	◎鳥山、得津、佐々木、滝澤(教務委員長)、井上(入試委員長)、久保野(院長)	◎佐々木、滝澤、得津、井上(入試委員長)、中原、久保野(院長)	◎滝澤、久保野、成瀬、蘆立、阿部、中原(茂)(院長)
※①カリキュラムの見直しなど、法科大学院教育のあり方の検討、②公的支援見直し強化・加算プログラムの申請、③法曹教育連携の運営			
学生担当	嵩、中林	今津、渡辺	中林、糠塚
(ハラスメント担当)	石綿	今津	今津
※学生一般(講義室の座席・自習室の変更等)、学生の面談。			
施設担当	(院長)	(院長)	(院長)
※片平・エクステンション教育研究棟(法科大学院関係)の調整等。			
情報機器・ネットワーク担当	樺島	樺島	金谷
※①ネットワークの保守、②TKC等との交渉			
法政実務図書室担当	坂田	坂田	吉原
※図書室一般			

法科大学院 FD・教員授業参観制度 実施要領

法科大学院 FD 委員会

1 時期

各年度前期・後期の授業期間中、特に期間を設定することなく実施します。

2 参観できる教員の範囲

法科大学院運営委員会構成員のうち、参観を希望する教員はすべて参観可能です。

3 参観の対象となる授業科目の範囲

法科大学院開設授業科目のすべてです。

一人の教員が参観できる科目数・回数に制限は設けません。

4 実施方法

①参観を希望する科目を決め、前々日までに、参観を希望する科目名と担当教員名を、専門職大学院係（law-pro@bureau.tohoku.ac.jp¹）に申し出て下さい。

②専門職大学院係から各授業担当者にその旨の連絡が行きます。授業担当者は、専門職大学院係に授業内容に関する情報（授業の目的・目標、取り扱う項目・範囲、予習課題の内容など）等をお知らせ下さい。専門職大学院係がその内容を参観希望者にお伝えします。

↓

③希望する授業を参観のうえ、必要事項をアンケート用紙（専門職大学院係に備え付けてあります）に記入して、専門職大学院係に提出してください（メールによる提出でも結構です）。

↓

④参観の実施状況については、FD 委員会で集計し、2月度の法科大学院運営委員会で報告する予定です。

↓

⑤提出されたアンケート用紙は、授業改善の資料として保管・利用し、そのコピーを、当該授業担当者に（顕名のまま）送付します。

※別途、FD 研究会を開き、授業の改善点について議論する機会を設ける予定です。

※※なお、上記の実施方法以外にも、授業担当者の了承を受け授業参観をすることは可能であり、大いに推奨するところです。その場合も、アンケート用紙にご記入の上、専門職大学院係にご提出くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

*どうぞご協力をお願いいたします。

¹平成 27 年 5 月 18 日以降、law-pro@grp.tohoku.ac.jp

令和2(2020)年度大学院法学研究科綜合法制専攻（法科大学院）開設授業科目

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	履修者数
		L1年		L2年		L3年				
		前期	後期	前期	後期	前期	後期			
第1年次導入科目										
法律基礎演習	1	①						鳥山教授 中林教授 吉永教授 坂下准教授		8
第1年次基本科目										
憲法	4	②	②					佐々木教授	必修	14
民法Ⅰ	4	②	②					渡辺教授 鳥山教授	必修	14
民法Ⅱ	4	④						吉永教授	必修	15
民法Ⅲ	2	②						石綿准教授	必修	14
民法Ⅳ	2		②					鳥山教授	必修	16
刑法	4	②	②					成瀬教授	必修	15
商法	4		④					吉原教授	必修	16
民事訴訟法	2		②					坂田教授	必修	15
刑事訴訟法	2		②					井上准教授	必修	16
第2年次基本科目										
行政法	2			②				大江講師	必修	48
基幹科目										
基幹憲法	2			②				中林教授	必修	48
基幹行政法	4				④			大江講師	必修	46
基幹民法	6			②	④			渡辺教授 吉永教授 鳥山教授 久保野教授 石綿准教授	必修	51
基幹刑法	4			②	②			成瀬教授 昆野教授	必修	50
基幹商法	4			②	②			吉原教授 森田教授	必修	48
基幹民事訴訟法	4			②	②			坂田教授	必修	46
基幹刑事訴訟法	4			②	②			井上准教授 昆野教授	必修	52
応用基幹科目										
応用憲法	2					②		中林教授		11
応用行政法	2					②		中原講師	隔週	22
応用民法	2					②		久保野教授		11
応用刑法	2					②		松澤講師	隔週	1
応用商法	2					②		得津准教授		15
応用民事訴訟法	2					②		坂田教授		1
応用刑事訴訟法	2					②		井上准教授		3
実務基礎科目										
法曹倫理	2				②		②	官澤客員教授 佐藤(久)教授 昆野教授	必修 2クラス	41
民事要件事実基礎	2			②			②	佐藤(久)教授	必修 通年隔週	48
民事・行政裁判演習	3					②	①	佐藤(久)教授 田村講師	必修 後期隔週	27
刑事裁判演習	3						③	昆野教授 伊藤(大)講師 伊藤(佑)講師 北島(み)講師	必修 2クラス	27

授業科目	単位	配当学年及び学期 (毎週授業時間数)						担当教員	備考	履修者数	
		L1年		L2年		L3年					
		前期	後期	前期	後期	前期	後期				
リーガル・クリニック	2			②		②		官澤客員教授 坂田教授	各月	左記の中から4単 位以上を 選択必修	19
ローヤリング 佐藤(裕)教授クラス	2			②		②		佐藤(裕)教授	2クラス		25
エクスターンシップ	2			②		②		官澤客員教授 坂田教授	集中講義		30
模擬裁判	2					②		昆野教授 廣瀬講師 翠川講師	集中講義		4
リーガル・リサーチ	2	②						樺島教授			13
民法法発展演習 佐藤(裕)教授クラス 石井講師クラス	2					②	②	佐藤(裕)教授 石井名蒼教授	2クラス		2
刑事実務基礎演習	2					②	②	昆野教授			4
刑事実務演習	2					②	②	昆野教授			10
基礎法・隣接科目											
日本法曹史演習	2			②		②		坂本教授			12
実務法理学Ⅰ	2					②	②	樺島教授			8
実務外国法	2			②		②		芹澤教授	隔年		0
現代アメリカの法と社会	2					②	②	芹澤教授			12
法と経済学	2			②		②		森田教授			20
外国法文献研究Ⅰ(英米法)	2			②		②		芹澤教授			0
外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	2					②	②	樺島教授			0
外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	2			②		②		嵩教授			0
展開・先端科目											
環境法Ⅰ ※	2			②		②		北村講師	隔週		5
環境法Ⅱ ※	2			②		②		大塚講師	集中講義		20
租税法基礎 ※	2			②		②		藤岡准教授 澁谷講師			5
実務租税法 ※	2			②		②		瀧本講師	集中講義		3
医事法	2			②		②		米村講師	隔年 集中講義		28
金融商品取引法	2			②		②		得津准教授	隔年		8
経済法Ⅰ ※	2			②		②		滝澤教授			15
経済法Ⅱ ※	2					②	②	滝澤教授			6
企業法務演習	2					②	②	丸茂講師	隔週		13
民事執行・保全法	2					②	②	今津准教授			24
倒産法 ※	2			②		②		宇野准教授			12
応用倒産法 ※	2					②	②	坂田教授			5
実務労働法Ⅰ ※	2			②		②		桑村准教授			12
実務労働法Ⅱ ※	2					②	②	桑村准教授			10
社会保障法	2					②	②	嵩教授			13
知的財産法Ⅰ ※	2			②		②		蘆立教授 戸次教授			4
知的財産法Ⅱ ※	2			②		②		蘆立教授			5
知的財産法発展 ※	2					②	②	蘆立教授			3
実務知的財産法	2					②	②	蘆立教授 戸次教授			7
少年法・刑事政策	2			②		②		廣瀬講師	隔年 集中講義		25
国際法発展 ※	2			②		②		西本教授	隔週		2
国際法発展演習 ※	2					②	②	西本教授	隔週		0
実務国際私法Ⅰ ※	2			②		②		竹下講師	3週に1度の開講		13
実務国際私法Ⅱ ※	2					②	②	竹下講師	3週に1度の開講		9
ジェンダーと法演習	2					②	②	嵩教授 石綿准教授 阿部(未)講師 池田(弘)講師			13
子どもと法演習	2					②	②	久保野教授			9
リサーチペーパー	2					②		各指導教員			0

※は司法試験選択科目対応科目

注1) 「西洋法曹史」「金融法」は、隔年開講のため、令和2年度は開講しない。

注2) 「地方自治法」は、令和2年度は開講しない。

科目群	第1年次基本科目		実務・実践的授業		—
授業科目	刑法		単位	4	担当教員
					成瀬 幸典
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1回
使用言語	日本語	科目ナンバリングコード	JLS - LAW507J		

<目的>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。なお、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：刑法」（いわゆるコアカリ）に記されている各項目を達成することも本講義の目的です。コアカリについては、TKC教育研究支援システム（以下、TKC）にアップロードされているので、事前に入手しておいてください。

<達成度>

①刑法に関する基本的な解釈論上の論点について、問題の所在を把握し、事案解決の前提となる法理論をその法的根拠とともに提示することができるようになること、および、②基本的な解釈論上の問題を含む事案について、その解決に必要な事実を抽出・指摘し、自分の結論を基礎づけることができるようになることがこの講義の目標ですので、後述のように、成績評価もこの観点から行います。

<授業内容・方法>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行います。その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんは、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでいれば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。時間の関係上、講義で取り上げることのできないコアカリの項目については、講義時間内に自習方法について示しますので、各自で自習することが必要です。

【第一部：前期】

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1—違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2—正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3—正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1—責任の本質と責任能力
- 第9講 責任2—故意
- 第10講 責任3—過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共犯
- 第13講 共同正犯
- 第14講 教唆犯と幫助犯
- 第15講 罪数

【第二部：後期】

- 第1講 個人的法益に対する罪1 一生命・身体に対する罪1
- 第2講 個人的法益に対する罪2 一生命・身体に対する罪2
- 第3講 個人的法益に対する罪3 一自由に対する罪
- 第4講 個人的法益に対する罪4 一名誉・信用に対する罪など
- 第5講 個人的法益に対する罪5 一財産に対する罪1
- 第6講 個人的法益に対する罪6 一財産に対する罪2
- 第7講 個人的法益に対する罪7 一財産に対する罪3
- 第8講 個人的法益に対する罪8 一財産に対する罪4
- 第9講 個人的法益に対する罪9 一財産に対する罪5
- 第10講 個人的法益に対する罪10 一財産に対する罪6
- 第11講 社会的法益に対する罪1 一公共の平穩に対する罪
- 第12講 社会的法益に対する罪2 一偽造罪1
- 第13講 社会的法益に対する罪3 一偽造罪2
- 第14講 国家的法益に対する罪1 一国家の作用に対する罪1
- 第15講 国家的法益に対する罪2 一国家の作用に対する罪2

<授業時間外学習>

*詳細は、講義中又はTKCで個別的に指示します。

<教科書・教材>

第1部について、基本書は特に指定しませんが、個々の問題に関する判例の立場を確認するために、成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法Ⅰ総論（第2版）』（信山社）を使用します。

第2部については、西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論（第7版）』（弘文堂）及び成瀬幸典＝安田拓人＝島田聡一郎『判例プラクティス刑法Ⅱ各論』（信山社）を使用します。

<成績評価の方法>

成績の評価は、学期末（前期及び後期の2回）に行う筆記試験と講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験 80%程度、平常点 20 %程度を予定しています）。なお、成績評価に際しては、上記の<達成度>が指標の1つとなります。

<Object and summary of class>

This course teaches Criminal Law and covers the fundamental and thorough principles of Criminal Law. The detailed understanding of Criminal Law is essential to be a legal professional under the Japanese legal system.

【集中講義】

エクスターンシップ(官澤・坂田), 模擬裁判(昆野・廣瀬・翠川), 環境法Ⅱ(大塚)(共), 実務租税法(瀧本), 医事法(米村), 少年法・刑事政策(廣瀬)

令和2年度 東北大学法科大学院時間割表(前期)

	月	教室	火	教室	水	教室	木	教室	金	教室	土	教室	
1 8:50 ~ 10:20									L2 基幹刑法(成瀬・昆野)	201A講			
					L2 基幹刑事訴訟法(井上・昆野)	201A講	L2,3 民事要件事実基礎(佐藤(久))[隔週]	201A講	L2,3 日本法曹史演習(坂本)	308演			
	L3-1	刑事裁判演習(昆野・伊藤(大)・伊藤(佑)・北島(み))	301講				L3-2	刑事裁判演習(昆野・伊藤(大)・伊藤(佑)・北島(み))	301講	L3 応用行政法(中原)[隔週]	301講		
2 10:40 ~ 12:10			L1 民法Ⅱ(吉永)	303講	L1 民法Ⅲ(石綿)	303講	L1 憲法(佐々木)	303講	L1 民法Ⅰ(渡辺・鳥山)	303講			
	L2	基幹憲法(中林)	201A講	L2 基幹商法(吉原・森田)	201A講	L2,3 金融商品取引法(得津)	301講	L2 基幹民法(渡辺・久保野・吉永・鳥山・石綿)	201A講	L2 基幹民事訴訟法(坂田)	201A講	L2,3 実務国際私法Ⅰ(竹下)[3週に1度の開講]	301講
			L2,3 実務労働法Ⅰ(桑村)(共)	301講									
3 13:00 ~ 14:30	L3-2	刑事裁判演習(昆野・伊藤(大)・伊藤(佑)・北島(み))	301講				L3-1	刑事裁判演習(昆野・伊藤(大)・伊藤(佑)・北島(み))	301講	L3 応用行政法(中原)[隔週]	301講		
	L1	法律基礎演習(鳥山・中林・吉永・坂下)5月18日	303講	L1 民法Ⅱ(吉永)	303講			L1 法律基礎演習(鳥山・中林・吉永・坂下)4月30日・6月4日・6月25日	303講				
			L2,3 倒産法(宇野)	301講	L2,3 経済法Ⅰ(滝澤)(共)*	301講			L2 行政法(大江)	201A講	L2,3 リーガル・クリニック(官澤・坂田)[各月]	308演	
4 14:40 ~ 16:10							L3	民事・行政裁判演習(佐藤(久)・田村)	201A講	L3 応用刑法(松澤)[隔週]	301講	L2,3 実務国際私法Ⅰ(竹下)[3週に1度の開講]	301講
	L1	法律基礎演習(鳥山・中林・吉永・坂下)5月18日	303講				L1	法律基礎演習(鳥山・中林・吉永・坂下)4月30日・6月4日・6月25日	303講	L1 刑法(成瀬)	303講		
	L2,3	法と経済学(森田)(共)	301講	L2,3 環境法Ⅰ(北村)[隔週]	301講	L2,3 経済法Ⅰ(滝澤)(共)*	301講		L2,3 実務外国法(芹澤)	206演	L2,3 リーガル・クリニック(官澤・坂田)[各月]	308演	
5 16:20 ~ 17:50									L1	リーガル・リサーチ(樺島)	303講		
	L2,3	外国法文献研究Ⅲ(フランス法)(嵩)	川内	L2,3 環境法Ⅰ(北村)[隔週]	301講	L2,3 国際法発展(西本)[隔週]	206演	L2,3 ローヤリングB(佐藤(裕))	301講		L2,3 リーガル・クリニック(官澤・坂田)[各月]	308演	
	L2,3	租税法基礎(藤岡・澁谷)	301講					L2,3 知的財産法Ⅰ(蘆立・戸次)	206演	L2,3 知的財産法Ⅱ(蘆立)	206演		
6 18:00 ~ 19:30													
			L2,3 ローヤリングA(佐藤(裕))	301講	L2,3 国際法発展(西本)[隔週]	206演							
			L2,3 外国法文献研究Ⅰ(英米法)(芹澤)	308演									

…司法試験選択科目対応科目 (共)…公共政策大学院との合同講義 *…「経済法Ⅰ」は、原則として水曜3限に開講するが、水曜4限に開講する場合がある(開講日については、別途周知する。)

凡例 藍字:第1年次導入科目, 橙字:第1年次基本科目, 黄緑字:第2年次基本科目, 赤字:基幹科目, 茶字:応用基幹科目, 緑字:実務基礎科目, 青字:基礎法・隣接科目, 紫字:展開・先端科目

令和2年度 東北大学法科大学院時間割表(後期)

	月	教室	火	教室	水	教室	木	教室	金	教室	土	教室
1 8:50 ~ 10:20			L1 民法Ⅰ(渡辺・鳥山)	201A講					L1 民法Ⅳ(鳥山)	301講		
					L2 基幹民法(渡辺・久保野・吉永・鳥山・石綿)	201A講	L2,3 民事要件事実基礎(佐藤(久))[隔週]	201A講	L2 基幹刑法(成瀬・昆野)	201A講		
							L3 応用憲法(中林)	301講				
2 10:40 ~ 12:10			L1 商法(吉原)	301講	L1 憲法(佐々木)	301講	L1 商法(吉原)	301講				
	L2 基幹商法(吉原・森田)	301講	L2 基幹民事訴訟法(坂田)	201A講	L2 基幹刑事訴訟法(井上・昆野)	201A講	L2,3 子どもと法演習(久保野)	201A講	L2 基幹民法(渡辺・久保野・吉永・鳥山・石綿)	201A講	L2,3 ●実務国際私法Ⅱ(竹下)[3週に1度の開講]	201A講
									L2,3 ●応用倒産法(坂田)	301講		
3 13:00 ~ 14:30							L2,3 ●実務労働法Ⅱ(桑村)(共)	301講				
			L2,3 ●経済法Ⅱ(滝澤)(共)	301講	L2,3 民事執行・保全法(今津)	301講	L2 基幹行政法(大江)	201A講	L2,3 刑事実務演習(昆野)	201A講	L2,3 ●実務国際私法Ⅱ(竹下)[3週に1度の開講]	201A講
4 14:40 ~ 16:10			L1 民事訴訟法(坂田)	301講			L1 刑事訴訟法(井上)	301講	L1 刑法(成瀬)	201A講		
			L2,3 社会保障法(嵩)(共)	308演・416演	L2,3 企業法務演習(丸茂)[隔週]	301講	L2 基幹行政法(大江)	201A講	L2,3 現代アメリカの法と社会(芹澤)	301講	L2,3 ●実務国際私法Ⅱ(竹下)[3週に1度の開講]	201A講
	L3 民事・行政裁判演習(佐藤(久)・田村)[隔週]	201A講					L2,3 刑事実務基礎演習(昆野)	303講	L2,3 ●知的財産法発展(蘆立)	302講		
5 16:20 ~ 17:50					L2-1 法曹倫理(官澤・佐藤(久)・昆野)	201A講			L2,3 実務法理学Ⅰ(樺島)	301講		
					L2,3 企業法務演習(丸茂)[隔週]	301講	L2,3 実務知的財産法(蘆立・戸次)	201A講	L2,3 ジェンダーと法演習(嵩・石綿・阿部・池田(弘))(共)	302講		
	L3 応用民法(久保野)	201A			L2,3 ●国際法発展演習(西本)[隔週]	303講						
6 18:00 ~ 19:30			L2,3 民法発展演習(佐藤(裕))	301講	L2-2 法曹倫理(官澤・佐藤(久)・昆野)	201A講			L2,3 外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)(樺島)	303講		
					L2,3 ●国際法発展演習(西本)[隔週]	303講						

● …司法試験選択科目対応科目 (共)…公共政策大学院との合同講義

凡例 橙字:1年次基本科目, 赤字:基幹科目, 茶字:応用基幹科目,

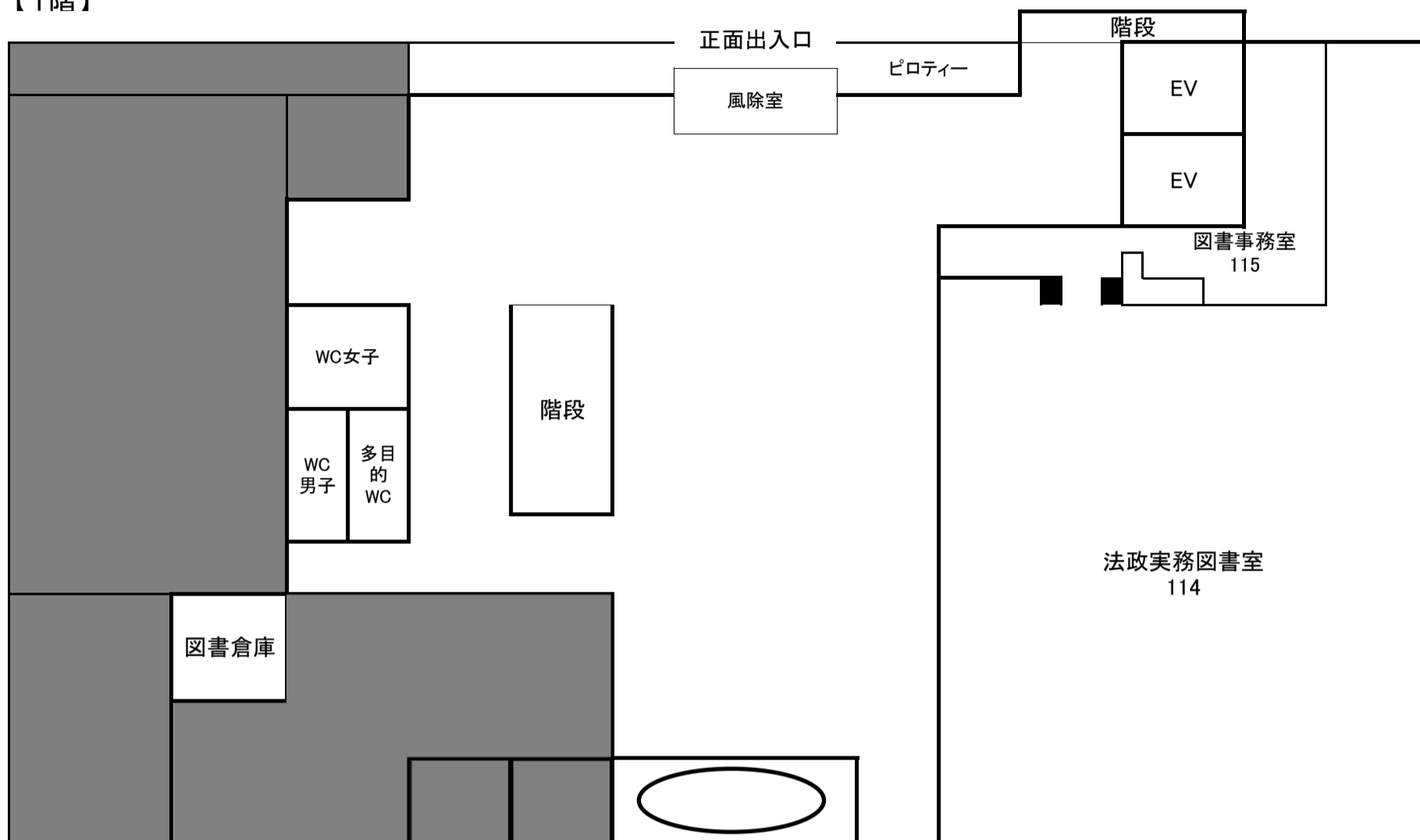
緑字:実務基礎科目, 青字:基礎法・隣接科目, 紫字:展開・先端科目

オンライン授業についての記載の教室は、オンライン授業受講用。

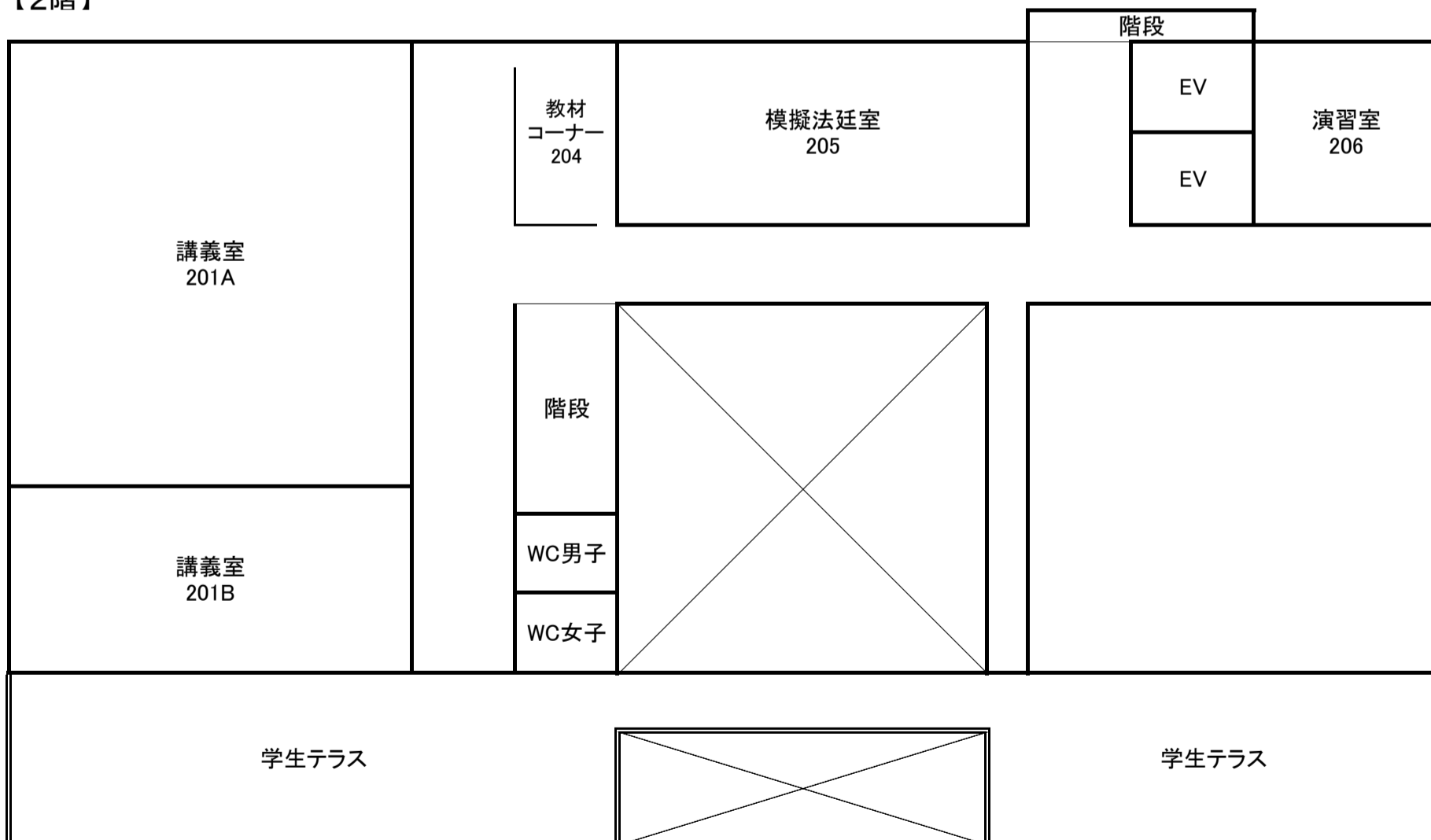
	対面式	※コロナ対応座席数
	オンライン	
	オンラインと対面式の併用	

法学研究科エクステンション教育研究棟(1～5階)

【1階】

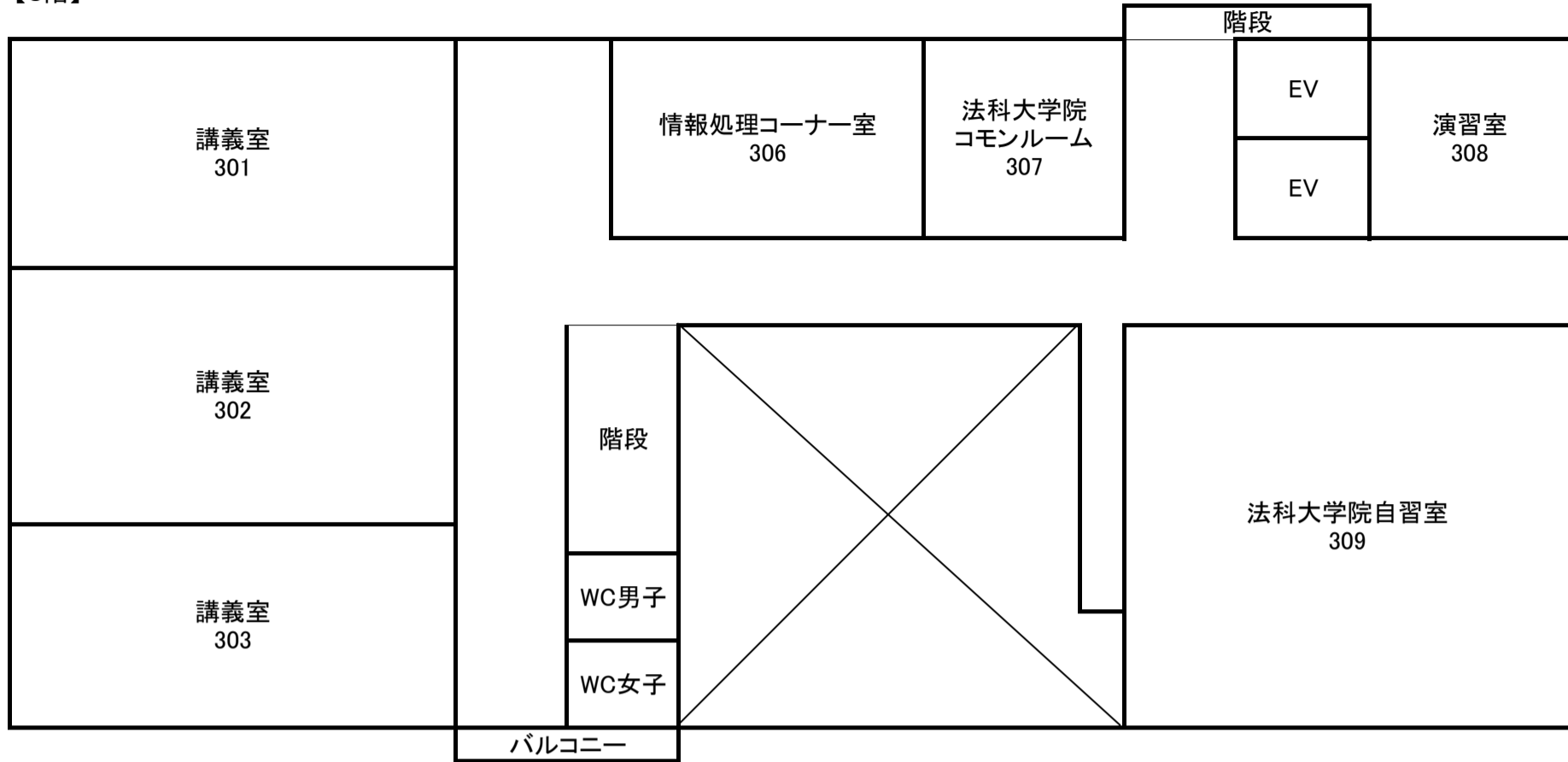


【2階】

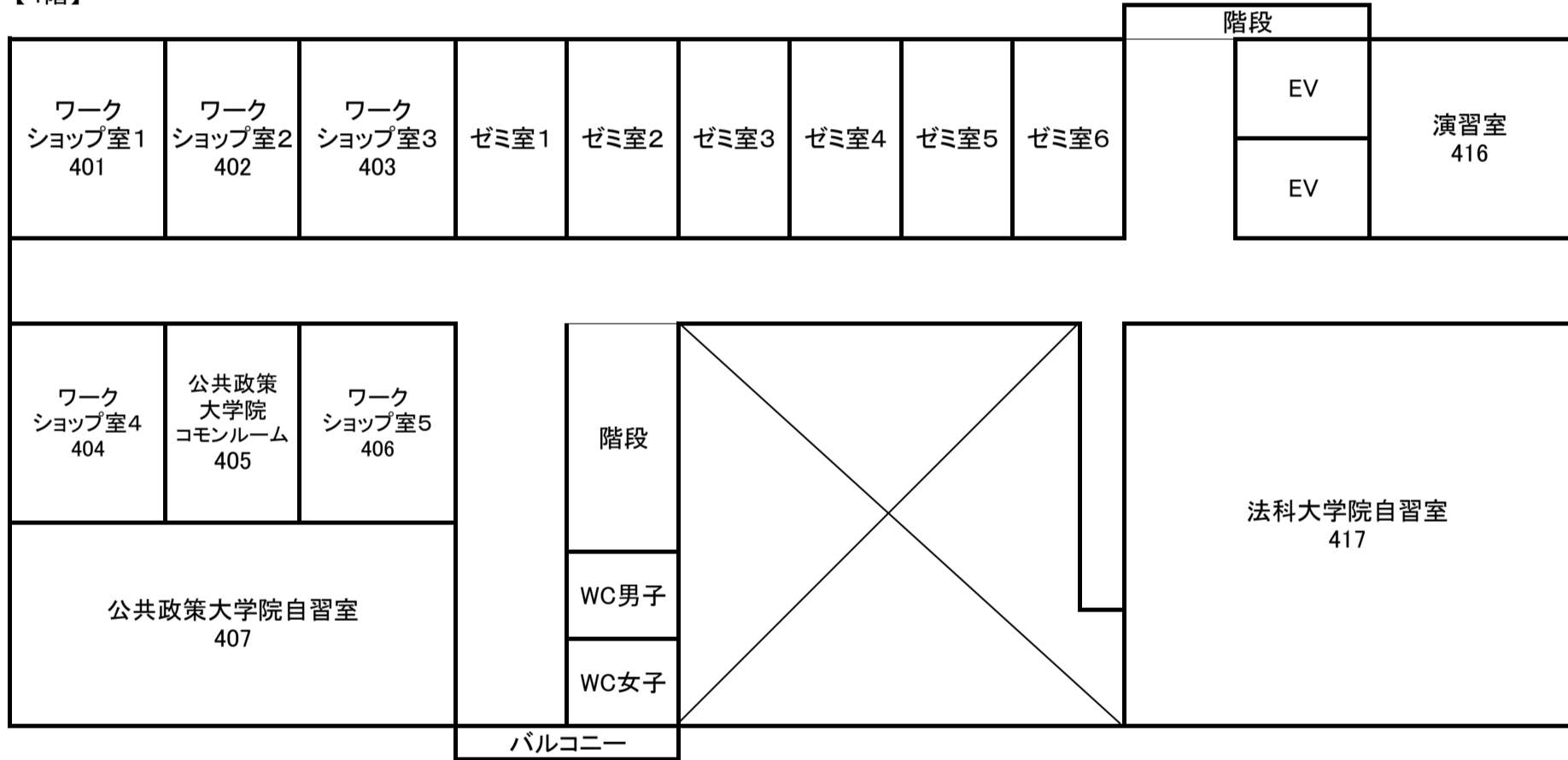


法学研究科エクステンション教育研究棟(1~5階)

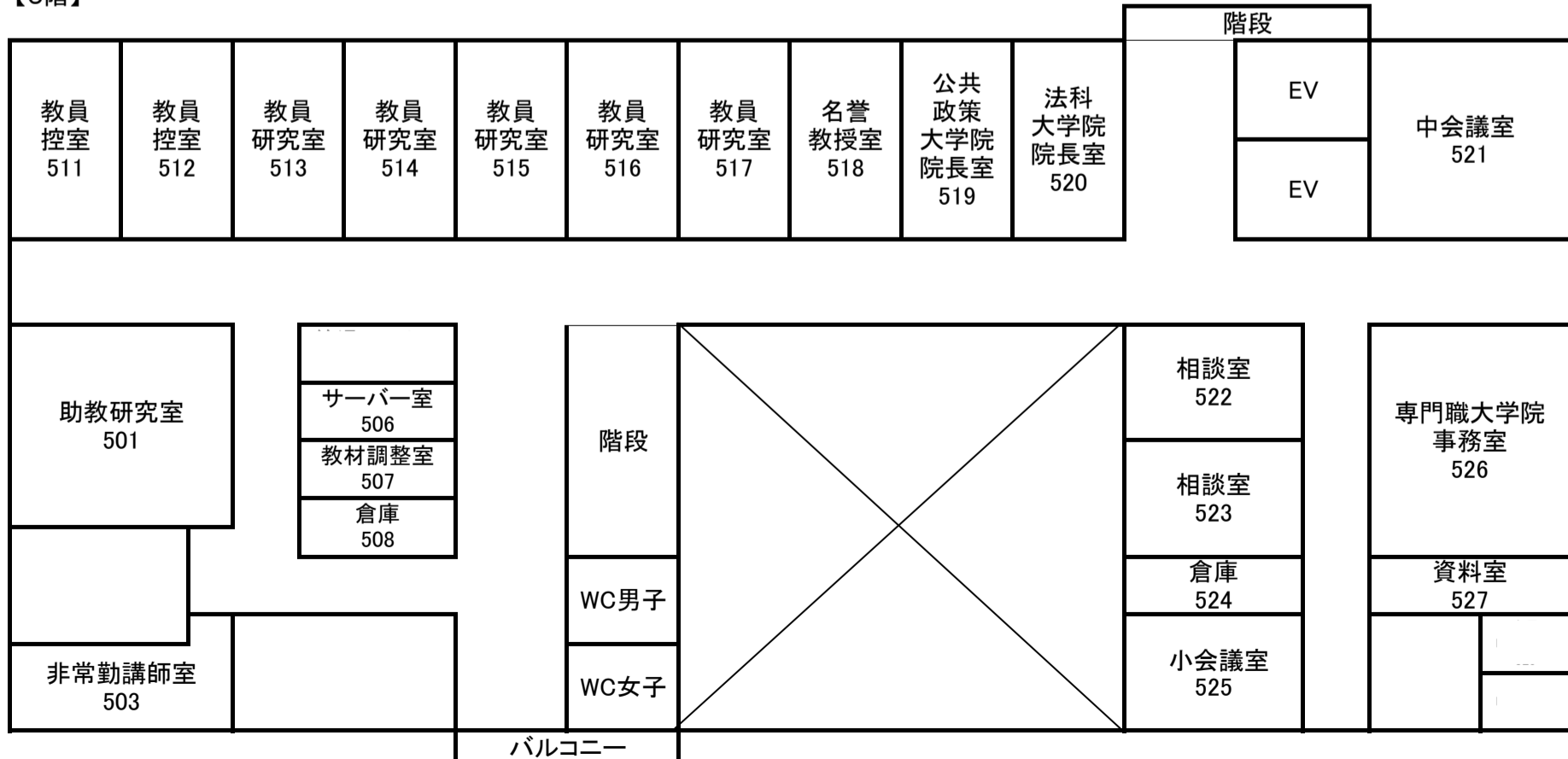
【3階】



【4階】



【5階】



【修了生オフィスアワー】

平成29（2017）年度利用回数

弁護士氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
赤石先生	2	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1	2
太田先生	0	2	1	0	0	1	1	1	2	0	1	3
滝浦先生	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	0
都築先生	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1
松原先生	2	3	2	0	0	3	2	2	2	2	2	5
松村先生	1	1	0	0	0	1	1	2	2	2	1	2
池田先生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	5	6	3	1	0	6	8	10	9	6	8	14
平成29（2017）年度総計												76 回

平成30（2018）年度利用回数

弁護士氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
赤石先生	1	2	2	2	2	2	2	1	2	2	1	1
太田先生	2	1	2	0	1	1	2	1	0	1	0	0
滝浦先生	1	1	2	0	1	1	1	1	0	0	0	0
都築先生	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	2
松原先生	1	1	1	3	2	2	4	3	2	2	1	0
松村先生	0	0	1	1	2	2	2	2	2	2	1	0
池田先生	2	2	2	1	1	2	0	2	2	0	0	0
丸崎先生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3
計	7	8	11	8	10	11	12	11	9	10	6	6
平成30（2018）年度総計												109 回

令和元（2019）年度利用回数

弁護士氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
赤石先生	0	1	0	2	1	1	2	2	2	2	2	1
滝浦先生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都築先生	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1
松村先生	0	0	0	1	1	2	2	1	1	0	0	0
丸崎先生	2	0	2	3	0	0	2	2	2	1	1	1
計	2	2	2	6	2	4	7	6	5	3	3	3
令和元（2019）年度総計												45 回

お知らせ

掲載日	2018/04/04
掲載者	専門職大学院係
件名	(4/16実施)L1対象・修了生勉強会の詳細について 変更 印刷
内容	<p>L1学生 各位</p> <p>4月16日(月)午前10時40分から予定している第1回・修了生勉強会では、以下のテーマを取り扱う予定です。</p> <p>①法科大学院での学習の仕方(特にL1時の予習・復習・学生同士の勉強会等) ②L1刑法第2回目(4月20日実施予定・実行行為と危険概念)の予習課題を題材とした予習ゼミ</p> <p>上記②について、予め予習課題に取り組んだ上で、本勉強会に臨むようにして下さい。</p> <p>また、本勉強会は、予習課題に対する答えを用意するための勉強会ではないことにご留意下さい。</p> <p>なお、原級留置者の参加も歓迎いたします。</p>

[印刷](#)

東北大学法科大学院

専門職大学院係

TOP 利用者 科目情 担当科目 時間割 開講科目 シラバ 基本情 お知らせ ファイル ログ情 ログア HELP
MENU 情報 報 情報 情報 情報 ス 報 せ 報 報 ウト

お知らせ

[閲覧状況詳細](#)

●選択したお知らせの詳細内容です。

[印刷](#)

掲載日	2018/06/12
掲載者	井上 和治
件名	修了生弁護士によるL1勉強会(第2回)の開催について 変更 印刷
内容	<p>法科大学院副院長の井上です。L1勉強会(第2回)につき、赤石圭裕先生と松村幸亮先生の代理で告知をさせていただきます。ふるってご参加下さい。</p> <p>日時:平成30年6月21日(木)午後1時~2時30分</p> <p>場所:追ってお知らせします</p> <p>対象:L1生(入学年度は問いません)</p> <p>内容:別添の事例問題(平成25年度及び平成28年度のL1刑法前期試験問題の抜粋)を題材として、刑法の事例問題の解き方を中心に講義します。</p> <p>いずれの事例問題についても、Xの罪責について事前に検討してきて下さい。</p>
添付ファイル	添付ファイル: 事例問題[pdfファイル]

[変更](#) [削除](#)

[戻る](#)

2019年5月20日

修了生弁護士による学修支援勉強会についてのご案内

東北大学法科大学院

ご入学から1ヶ月を経て、法科大学院での新たな学習に慣れ、進路への希望と期待を膨らませていらっしゃるでしょうか。希望と期待は、同時に不安ともなり、学習の仕方を模索していらっしゃる方も多いのではないかと、考えております。

そこで、皆さんの先輩にあたる修了生の弁護士の先生方のお力をお借りして、授業の予復習の方法、教科書や判例の読み方、事例問題への取り組み方について、修了生弁護士の方がL1学生を実践的に支援する「**修了生弁護士による学修支援勉強会**」を実施することになりました。

勉強会は3回の実施を予定しており、その概要は次のとおりです(5/20に下線部追記)。

①5月31日(金) 2限(10時40分～12時10分)

担当：赤石圭裕弁護士

内容：勉強の仕方(総論)＋刑法基礎

場所：303講義室

②6月20日(木) 2限(10時40分～12時10分)

担当：都築直哉弁護士

内容：民法基礎・民法判例学習について

場所：303講義室

③7月1日(月) 4限(14時40分～16時10分)

担当：松村幸亮弁護士

内容：刑法定期試験解説＋答案書き方 ※学生に予め答案を書いてきてもらう予定

場所：303講義室

- 第1回について、赤石先生から次のとおり、ご案内をいただいています。

【第1回についてのご案内】

5月31日(金) 午前10時40分から予定している第1回・修了生弁護士による学修支援勉強会では、以下のテーマを取り扱う予定です。

- ①法科大学院での学習の仕方(特にL1時の予習・復習・学生同士の勉強会等)
- ②L1刑法第7講(5月31日実施予定・違法性3 正当防衛と緊急避難2)の予習

2019年5月20日

課題を題材とした予習の仕方について

時間配分は、①と②について半々ずつを予定しています。

②については、予め予習課題に取り組んだ上で、本勉強会に臨むようにして下さい。
なお、本勉強会は、予習課題に対する答えを用意するための勉強会ではないことにご留意下さい。

今後、具体的な内容等は担当する修了生弁護士の先生から、TKCを通じて指示されますので、それに従ってください。

なお、欠席してもL1基本科目の成績には関係ありませんが、なるべく参加してください。どうしても時間帯が合わない場合は、片平5階事務室（専門職大学院係）まで連絡してください。

今回は、法科大学院での学習をスムーズに進めることばかりでなく、東北大学法科大学院の提供する教育サービスの1つの魅力でもある「修了生弁護士オフィス・アワー制度」を知ってもらうこともその狙いの1つとなっています。皆さんにより身近な存在である修了生弁護士の先生方のオフィス・アワーをうまく活用できれば、学習に躓くこともなくなるのではないかと思います。

本件について、質問等がありましたら、専門職大学院係を通じて久保野までお問い合わせください。

以上

2020 年度夏の論述練習会・レポート

1. 実施内容

L1 生向け

- ① 「論述問題の解き方・入門（刑法）」松村幸亮先生

2020 年 9 月 28 日（月）18 時から 19 時 30 分まで

L2 生以上想定「論述練習会」

- ② 刑法：平成 30 年度司法試験論文式試験（刑法） 赤石圭裕弁護士・渡部真莉奈弁護士

2020 年 9 月 28 日（月）16 時 20 分～17 時 50 分

- ③ 民法：平成 24 年司法試験論文式試験（民法） 岡洋祐弁護士・丸崎潤也弁護士

2020 年 9 月 29 日（火）17 時～18 時 30 分

※ L2 生向けは 2019 年度萩法研究会と同内容（憲法のみ不実施）

L1 生向けは 2019 年度 L1 生向け春季修了生オフィスアワーと同内容

2. 参加登録者・実参加者

参加登録者数

- ① 論述入門：12 名（L1 生 10 名、L2 生 2 名、L3 生 0 名）

- ② H30 刑法：25 名（L1 生 6 名、L2 生 19 名、L3 生 0 名）

- ③ H24 民法：29 名（L1 生 6 名、L2 生 21 名、L3 生 2 名）

※ L3 生 1 名は民法が当初 H25 と昨年度の萩法研究会と異なる内容と判断して申し込んだため事前に欠席の連絡あり

実参加者数：延べ人数 57 名

- ④ 論述入門：10 名（L1 生 8 名、L2 生 2 名、L3 生 0 名）

- ⑤ H30 刑法：22 名（L1 生 5 名、L2 生 17 名、L3 生 0 名）

- ⑥ H24 民法：25 名（L1 生 5 名、L2 生 19 名、L3 生 1 名）

3. まとめ

- ・ 例年実施している萩法研究会が 2020 年度は新型コロナウイルスの影響で中止になったため、代替企画として 9 月末に論述練習会を法科大学院主催で実施した。
- ・ 内容は例年の萩法研究会とほぼ同一（科目は民法と刑法のみ）+L1 生向け春季修了生オフィスアワー「論述問題の解き方」
- ・ アンケート結果は概ね好評なので、次年度以降は萩法研究会として再度実施してみてもどうか。（夏休みの勉強時間が残っている間に実施したほうが良い。定期試験後が理想。）

平成 30 (2018) 年度
法科大学院新入生オリエンテーションについて

日 時 平成 30 年 4 月 3 日 (火) 9:30~16:00
場 所 エクステンション教育研究棟 2 階 201A 講義室 他

次 第

○**オリエンテーション I 部** 9:30~11:30

1. 研究科長・院長挨拶
2. 教員紹介
3. 大学院施設（片平）の利用案内
4. 駐車場の規制について
5. 法政実務図書室利用案内について
6. ネットワーク利用について
7. 学生心理相談室の利用について

○**講 演 会** 11:30~12:00

『法曹の楽しさと幅広い勉強の大切さ』

官澤 里美（本法科大学院教授）

※講演会終了後、施設見学。

○**オリエンテーション II 部（総合履修指導）**

L1 生、L2 生： 13:00~14:30

L3 生 14:40~16:00

L1 生：303 講義室、L2 生・L3 生：201A 講義室

1. 教務関係について
2. 学生支援（オフィスアワー、修了生勉強会、学生相談）について

平成 31 (2019) 年度
法科大学院新入生オリエンテーションについて

日 時 平成 31 年 4 月 3 日 (水) 9:30~16:00
場 所 エクステンション教育研究棟 2 階 201A 講義室 他

次 第

○**オリエンテーション I 部** 9:30~11:30

1. 研究科長・院長挨拶
2. 教員紹介
3. 大学院施設 (片平) の利用案内
4. 研究倫理教育について
5. 駐車場の規制について
6. 法政実務図書室利用案内について
7. ネットワーク利用について
8. 学生心理相談室の利用について

○**講 演 会** 11:30~12:00

『あなたの目指す法律家像』

佐藤 裕一 (本学法科大学院教授)

※講演会終了後、施設見学。

○**オリエンテーション II 部 (総合履修指導)**

L1 生、L2 生 : 13:00~14:30
L3 生 : 14:40~16:00

L1 生 : 303 講義室、L2 生・L3 生 : 201A 講義室

1. 教務関係について
2. 学生支援 (オフィスアワー、修了生勉強会、学生相談) について

【掲 示】

令和2年4月入学予定者 各位

オリエンテーション実施方法の変更等について

このことについては、新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

・4月16日(木)に予定していたオリエンテーション(総合履修指導含む)は参集方式では行わず、資料配付のみとします。

なお、オリエンテーションの一部については、ISTU(東北大学インターネットスクール)にて配信する予定です。詳細は決定次第お知らせします。

・オリエンテーション配付資料について

学生証・東北大ID・TKCアカウント、カードキー等を含め、4月6日(月)より専門職大学院係事務室(開室時間:8:45~12:45、13:45~16:45)で配付する予定です。4月16日(木)まで受領してください。

【アクセスマップ】

<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/campus/01/katahira/areac.html>

※事務室は、上記マップ「C07 エクステンション教育研究棟」の5階です

資料配付の際には、オリエンテーション時に提出することとしていた書類を回収しますので、忘れずに持参してください。

なお、履修に関する資料(総合履修指導の配付資料)等は、資料の配付開始時期に合わせてウェブサイトにも掲載予定です。

・施設の利用について

4月6日(月)より利用可能とする予定です。自習室等の利用に際してはカードキーが必要となります。上記のオリエンテーション配付資料とあわせて専門職大学院係事務室で受領してください。

・個別履修指導については以下のとおり行いますので、希望する学生は出席してください。

日時:4月16日(木) 受付時間 15:00~16:00

場所:エクステンション教育研究棟5階 小会議室

令和2年3月26日

専門職大学院係

【掲 示】

法科大学院生 在學生 各位

総合履修指導実施方法の変更等について

このことについては、新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

・新年度の総合履修指導は参集方式では行わず、資料配付のみとします。

・総合履修指導配付資料について

4月6日（月）より、シラバス等の冊子類は専門職大学院係にて配付します。その他の資料についてはTKCに掲載します。

・個別履修指導については以下のとおり行いますので、希望する学生は出席してください。

日時：4月16日（木） 受付時間 15：00～16：00

場所：エクステンション教育研究棟5階 小会議室

令和2年3月26日

専門職大学院係

令和2年9月17日

「成績評価不服申立て制度」について

教務委員会

〔I〕

法科大学院における、授業科目の成績評価に不服のある学生に対する「成績評価不服申立て制度」について、学生の皆さんにその概要を周知します。

まず、「成績評価不服申立て」を行うことができる要件は、当該授業科目が再度の試験を行わなかったこと、かつ、当該学生の成績評価が「不合格（D）」であったことです。

成績評価不服申立て制度の概要は以下のとおりです。

1. 再度の試験を行わなかった授業科目に対して「不合格」の評価を受けた学生は、与えられた成績評価について不服のある場合、専門職大学院係を通じ、別に定める期限までに、所定の書面により、教務委員会委員長に対して、申立てを行うことができます。
2. 不服申立てがあった場合、申立てごとに、指名された成績評価審査委員2名が、当該成績評価について審査を行います。
3. 成績評価審査委員が当該成績評価について「合格」を与えるべきであるとの結論に達しないときは、その旨を教務委員会委員長に報告します。
4. 成績評価審査委員が当該成績評価について「合格」を与えるべきであるとの結論に達したときは、教務委員会が、担当教員による成績評価と成績評価審査委員による審査結果を踏まえて、当該科目についての成績評価を確定します。
5. 教務委員会委員長は、不服申立てを行った学生に対して、その審査結果を通知します。

なお、具体的な日程については以下のとおりです。L1・L2生とL3生についての不服申立て期限が異なります。また、本年度の前期授業科目（集中講義科目を含む。）のうち、再度の試験を行わないことが決定しているものについては、本年10月中に成績評価不服申立ての期限を設けますので、ご注意ください。

令和2年度授業科目についての「成績評価不服申立て」について

令和3年

2月19日（金） L3生に対する成績発表

2月22日（月） L3生についての不服申立て期限（16時45分まで）

3月 5日（金） 法科大学院運営委員会

3月 1日（月） L1生及びL2生に対する成績発表

3月 5日（金） L1生及びL2生についての不服申立て期限（16時45分まで）

3月19日（金） 法科大学院運営委員会

令和2年度前期授業科目（集中講義科目を含む。）のうち、再度の試験を行わないものについての「成績評価不服申立て」について

令和2年度前期授業科目（集中講義科目を含む。）については、成績評価不服申立て期限を、以下のように設定します。

令和2年

9月17日（金） 全学生に対する成績発表

10月 2日（金）（予定） 集中講義科目の成績発表

10月 9日（金） 前期授業科目の不服申立て期限（16時45分まで）

〔Ⅱ〕

なお、「成績評価不服申立て制度」とは別途に、再度の試験を行わなかった授業科目について「不合格（D）」評価を受けた学生は、その成績評価についての担当教員による説明を請求することができます（「成績評価説明請求制度」）。説明を希望する場合には、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、教務委員会委員長に対して申し出てください。

以上

修了年度別（新）司法試験合格状況

	修了者		合格者		合格者内訳																								累積合格率						
	既修	未修	既修	未修	18年合格		19年合格		20年合格		21年合格		22年合格		23年合格		24年合格		25年合格		26年合格		27年合格		28年合格		29年合格		30年合格		31年合格		既修	未修	計
					既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修			
平成17年度修了者	45	-	29	-	20	-	5	-	4	-	0	-	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	64.44%	-	64.44%
平成18年度修了者	49	30	36	22	-	-	29	13	7	8	0	0	-	1	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	73.47%	73.33%	73.42%
平成19年度修了者	52	41	37	19	-	-	-	-	27	13	5	3	3	3	2	0	0	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	71.15%	46.34%	60.22%
平成20年度修了者	67	41	40	18	-	-	-	-	-	-	15	7	17	5	8	4	0	1	0	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	59.70%	43.90%	53.70%	
平成21年度修了者	53	33	35	21	-	-	-	-	-	-	-	-	20	9	12	8	3	2	0	1	0	1	/	/	/	/	/	/	/	/	/	66.04%	63.64%	65.12%	
平成22年度修了者	54	44	31	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	7	8	7	5	3	3	2	2	0	/	/	/	/	/	/	/	57.41%	43.18%	51.02%	
平成23年度修了者	51	38	25	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	9	6	5	6	4	3	0	2	0	/	/	/	/	49.02%	47.37%	48.31%		
平成24年度修了者	47	24	31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	1	7	1	5	2	1	1	1	0	/	/	65.96%	20.83%	50.70%		
平成25年度修了者	34	16	27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	2	7	1	3	2	1	0	0	0	79.41%	31.25%	64.00%		
平成26年度修了者	22	15	16	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	4	2	1	1	0	1	2	1	2	72.73%	60.00%	67.57%	
平成27年度修了者	22	10	17	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1	4	1	1	1	2	0	77.27%	30.00%	62.50%	
平成28年度修了者	20	6	14	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	5	1	1	0	70.00%	50.00%	65.38%	
平成29年度修了者	13	6	5	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	2	1	38.46%	50.00%	42.11%	
平成30年度修了者	23	2	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	0	47.83%	0.00%	44.00%			
令和元年度修了者	20	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
修了者合計	552	306	354	145	20	-	34	13	38	21	20	10	40	18	35	19	19	19	28	11	32	10	28	7	18	5	15	3	10	6	17	3	64.13%	47.39%	58.16%

平成29年度東北大学大学院法学研究科外部評価（第三者評価）実施概要

【公共政策大学院】

実施なし

【法科大学院】

1. 実施日・場所

- ・平成30年2月22日（木） 14:30～17:00
- ・エクステンション教育研究棟2階201B講義室

2. 外部評価（第三者）委員 ※敬称略・50音順

- 内田 正之（弁護士・元仙台弁護士会会長）
- 交告 尚史（法政大学教授）
- 酒井 久雄（株式会社有斐閣元顧問）

3. 本研究科出席者

- 権島研究科長
- 中原法科大学院長
- 嵩副研究科長・法科大学院評価対応委員会委員長
- 井上法科大学院副院長
- 滝澤法科大学院副院長

改善を要する点の対応状況（令和2年度年次報告書より抜粋）

改善すべき点	対応状況	備考
<p>一部の授業科目において、履修区分上の取扱いとは異なり、実態として別個の授業内容で授業及び成績評価が行われているため、改善を図る必要がある。</p>	<p>（令和元年度） 民事法発展演習については、来年度から科目をⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに分割することにした。また、民事・行政裁判演習については、来年度から担当教員が交代することになっているが、行政事件訴訟法7条を踏まえて授業を展開することを求める予定である。</p> <p>（令和2年度） 民事法発展演習については、上記の取扱いを継続した。民事・行政裁判演習について、上記の趣旨での授業の展開を依頼した。</p>	
<p>一部の授業科目において、シラバスの記載からは必ずしも授業内容が明らかではない授業科目が見受けられるため、組織的にシラバスをチェックする体制を整備するよう、改善を図る必要がある。</p>	<p>（令和元年度） 教員に対するFD研修において、シラバスの記載方法について注意喚起を行った。また、翌年度のシラバスの内容について、専門職大学院係および教務委員会によってチェックを行う体制を整えた。</p> <p>（令和2年度） 上記の取扱いを今後も継続することとした。</p>	
<p>一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。</p>	<p>（令和元年度） 教員に対するFD研修において、成績評価のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。</p> <p>（令和2年度） 法科大学院運営委員会（6月17日）において、教務委員長から全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。</p>	
<p>1授業科目において、成績評価における考慮要素の配点を超える点数が付けられていることから、成績評価においては、あらかじめ学生に周知された成績評価における考慮要素を遵守するよう全教員に周知徹底する必要がある。</p>	<p>（令和元年度） 教員に対するFD研修において、成績評価のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会（6月19日）において、全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。</p> <p>（令和2年度） 法科大学院運営委員会（6月17日）において、教務委員長から全教員に対して成績評価のあり方について注意喚起した。</p>	

<p>再試験を実施するか否かの判断が教員の裁量に委ねられており、同内容の性質を有する授業科目間でのばらつきが生じ、当該法科大学院としての統一的な方針が明らかでないため、改善を図る必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 再試験の実施について、一切行わないこととするか、又は、未修者コース前期の講義については一律に実施するという範囲で実施することとするかのどちらかの方向で、制度を改編するよう、カリキュラム委員会で原案を作成したところであり、来年度までに、法科大学院運営委員会で方針を決定する予定である。</p> <p>(令和2年度) 法科大学院運営委員会(令和元年7月17日)において、再試験の実施は上記の原案のうち、未修者コース前期の講義についてのみ一律に実施する方針とすることが決定され、所要の申し合せの改正を行った。</p>	
<p>1授業科目において、期末試験と比較して追試験の問題の方が容易な内容であり、かつ、期末試験の合格答案と比較して同一水準で実施されているとはいえないため、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう、改善を図る必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 教員に対するFD研修において、追試験のあり方について指導を行った。加えて、法科大学院運営委員会(6月19日)において、全教員に対して追試験のあり方について注意喚起した。</p> <p>(令和2年度) 法科大学院運営委員会(6月17日)において、教務委員長から全教員に対して追試験のあり方について注意喚起した。</p>	
<p>自己点検及び評価において入学者選抜における志願者数及び受験者数が評価項目に含まれていないため、評価項目に含めるよう改善を図る必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 今年度実施の自己点検及び評価から、入学者選抜における志願者数及び受験者数を評価項目に含める。</p> <p>(令和2年度) 令和元年度に外部評価実施を見送ったため、当年度に自己点検評価及び評価に入学者選抜における志願者数及び受験者数を含める予定である。</p>	